

令和3年度文化庁調査研究事業

デジタルプラットフォームサービスにおける
クリエイターへの対価還元に関する調査
報告書

令和3年12月

株式会社 野村総合研究所

目次

第1. 実施方針等	
1. 背景と目的.....	1
2. 実施方針.....	1
第2. デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査	
1. デジタルプラットフォームにおける対価還元の枠組みと論点.....	4
2. 調査事項1 : ユーザーアップロード型サービスにおける対価還元の実態.....	10
3. 調査事項2 : サブスクリプション型サービスにおける対価還元の実態.....	19
4. 調査事項3 : デジタルプラットフォーム間での対価差異.....	22
5. その他 (サービス形態に関わらないデジタルプラットフォームに係る横断的事項)	24
第3. 国内外における関連法令等の対応調査	
1. DSM 著作権指令	26
2. DSM 著作権指令に基づいて制定された EU 加盟国の国内法	33
3. その他関連動向規制等	39
参考資料	

第1. 実施方針等

1. 背景と目的

近年のSNS等を含めたデジタルプラットフォームサービスの急速な進展により、国境を越えたグローバルなコンテンツの流通・利用が大幅に拡大されている。これに伴い、プロ（職業として）のクリエイターによるコンテンツ創作と出版社やレコード会社等の事業者による消費者への流通という、従前の形態にとどまらず、デジタル技術を利用して、様々なユーザーがコンテンツを容易に利用した創作を行うなど、国内外におけるコンテンツの流通・利用が多様化してきている。音楽コンテンツは、CD・DVDといったパッケージに収録され、消費者に販売するというビジネスモデルから、インターネット技術の発展により、デジタルプラットフォームを介して音楽コンテンツを配信するビジネスモデルへ変化している。そのような変化の中で、コンテンツの創作・流通・利用及び、そこから得る収益の各側面の基盤として、大きな社会的役割を果たしているデジタルプラットフォームサービスについて、サービス事業者からクリエイターへの対価還元の在り方等は妥当なのか、という指摘もある。

本調査は、デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態を把握するとともに、それに関連した国内外における関連法令等の対応を調査し、整理することを目的とする。

2. 実施方針

本調査研究は、「デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査」及び「国内外における関連法令等の対応調査」にて構成される。

両調査において、過去に行われた先行研究の報告結果の蓄積をベースに検討を行うべきものであるため、まずは、これら既往の文献調査の内容を整理することで、本調査に係る問題意識及び論点を整理した。その上で、関係者ヒアリングを実施した。なお、ヒアリングを進めるに際し、必要に応じて追加の文献調査を実施した。

○デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査

デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査は、国内におけるデジタルプラットフォーム上の対価還元に係る実態を対象とする。特にデジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査については、「権利者」、「利用者」、「有識者」など、多様な立場の対象者に対してヒアリングを実施し、それぞれの立場から意見を聴取することで、クリエイターへの対価還元に関する実態を、中立的かつ多面的に把握することに努めた。

(調査文献)

- ・ 安藤和宏(2018)「音楽のインターネット送信と Value Gap 問題」『論究ジュリスト』No.26
- ・ 令和 2 年度映像産業振興機構委託事業「新たなライブエンタテインメントに関する課題調査報告書」
- ・ 令和 2 年度文化庁委託事業「個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究」報告書
- ・ 榎野睦子 (2018)「バリュー・ギャップ」問題の解決に向けて ～その後の EU での検討状況 CPRA news vol. 87
- ・ European Commission(2016) Commission Staff Working Document-Impact Assessment on the Modernisation of EU Copyright Rules

(ヒアリング対象者)

権利者

- ・ 一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)
- ・ 株式会社 NexTone
- ・ 一般社団法人 日本レコード協会 (RIAJ)
- ・ 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター (CPRA)
- ・ 一般社団法人日本音楽作家団体協議会 (FCA)

利用者

- ・ デジタルプラットフォーム事業者

有識者

- ・ 一般社団法人 日本ネットクリエイター協会 (JNCA) 専務理事 仁平 淳宏
- ・ 慶応義塾大学 法学部 教授 田中 辰夫
- ・ 骨董通り弁護士事務所 弁護士 福井 健策

○国内外における関連法令等の対応調査

国内外における関連法令等の対応調査は、欧州を中心とした著作権・著作隣接権に関わる法制度及び、その運用に係る状況を対象としつつも、著作権領域以外のデジタルプラットフォーム規制の内、適切な対価還元に資するものについても調査の対象とした。調査項目は、「DSM 著作権指令」、「DSM 著作権指令に基づいて制定された EU 加盟国の国内法」、「その他関連動向規制等」とし、各法制度の概要の整理を行った。また、DSM 著作権指令に基づいて制定された EU 加盟国の国内法については、各国の導入状況についても整理した上、EU 加盟国の各国の条文内容を参考資料に付した。

(調査文献)

- ・ 生貝 直人・曾我部真裕・中川隆太郎 (2019) 「[鼎談] EU新著作権指令の意義」 ジュリスト 1533 号
- ・ 榎野睦子 (2019) 「バリュー・ギャップ問題」の解決に向けて-EU 新指令採択 CPRA news vol. 93
- ・ 上野達弘 (2021) インターネット上の著作権侵害とプラットフォームの責任に関する調査研究
- ・ 鈴木将文 (2021) 知的財産の保護と利用に関するデジタルプラットフォームの役割と責任——学際的研究に向けて
- ・ 張睿暎 (2021) EUにおけるプラットフォーム規制と「デジタルサービス法」規則案の意義 獨協法学第 115 号
- ・ 橘雄介「EUデジタル単一市場著作権指令——プラットフォーム・抑止・再配分の観点から」Nextcom42 号
- ・ 君塚陽介 (2021) デジタル単一市場に対応するドイツ著作権法改正について CPRA news Review vol. 1
- ・ 総務省 (2021) 利用者情報の適切な取扱いの確保 海外における状況
- ・ European Commission(2021)Guidance on Article 17 of Directive 2019/790 on Copyright in the Digital Single Market
- ・ UK Parliement Committees (2021) Parliamentary Report on the Economics of Music Streaming
- ・ House of Commons Library (2021) Regulating online harms
- ・ Advocate General Saugmandsgaard Øe (2021) Article 17 of Directive 2019/790 on copyright and related rights in the Digital Single Market 1 is compatible with the freedom of expression and information guaranteed in Article 11 of the Charter of Fundamental Rights of the European Union

(ヒアリング対象者)

有識者

- ・ 一橋大学大学院法学研究科 准教授 生貝 直人
- ・ 獨協大学法学部法律学科 教授 張 睿暎
- ・ 明治大学 情報コミュニケーション学部 専任教授 今村 哲也

第2. デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査

1. デジタルプラットフォームにおける対価還元の枠組みと論点

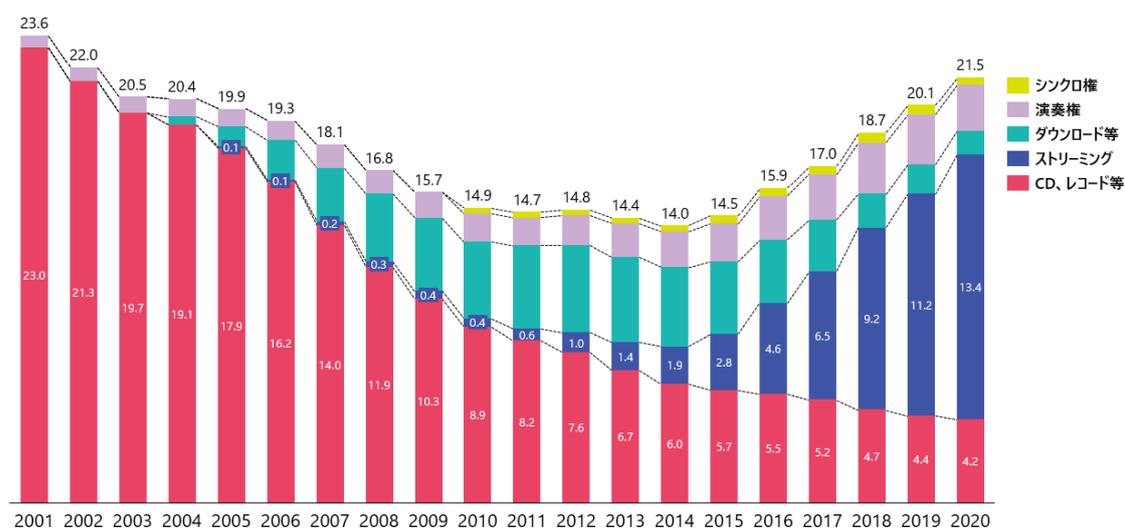
(1) 調査対象分野

本実態調査では、次の2点の理由により、デジタルプラットフォームを通じて提供される音楽配信サービスを対象として、対価還元の枠組みと論点を整理する。

理由1：音楽分野におけるデジタルプラットフォームの影響力が強まっている。

音楽の聴取手段は、デジタルプラットフォームの普及により、大きな影響を受けている。音楽市場に係るレポートによると、グローバルのパッケージ販売による音楽収益は減少傾向にあり、デジタルプラットフォームを介したストリーミング配信がメインストリームとなっている。具体的には、国際レコード産業連盟 (IFPI) 「IFPI Global Music Report 2021」によると、2020年の世界の音楽市場の売上のうち、62.1%をストリーミングサービスが占めており、CD等を含むフィジカルな売上が占める19.5%を大きく上回っている。(図表1) 一方で、日本レコード協会「日本のレコード産業2021」によると、日本ではCDの売上が依然として大きな割合を占めており、2020年音楽ソフト・音楽配信金額の71.3%を音楽ソフト(オーディオレコード、音楽ビデオ)が、残りの28.7%を音楽配信が占めている。

図表1 世界の音楽市場の売上推移(2001-2020) 単位: 10億米ドル

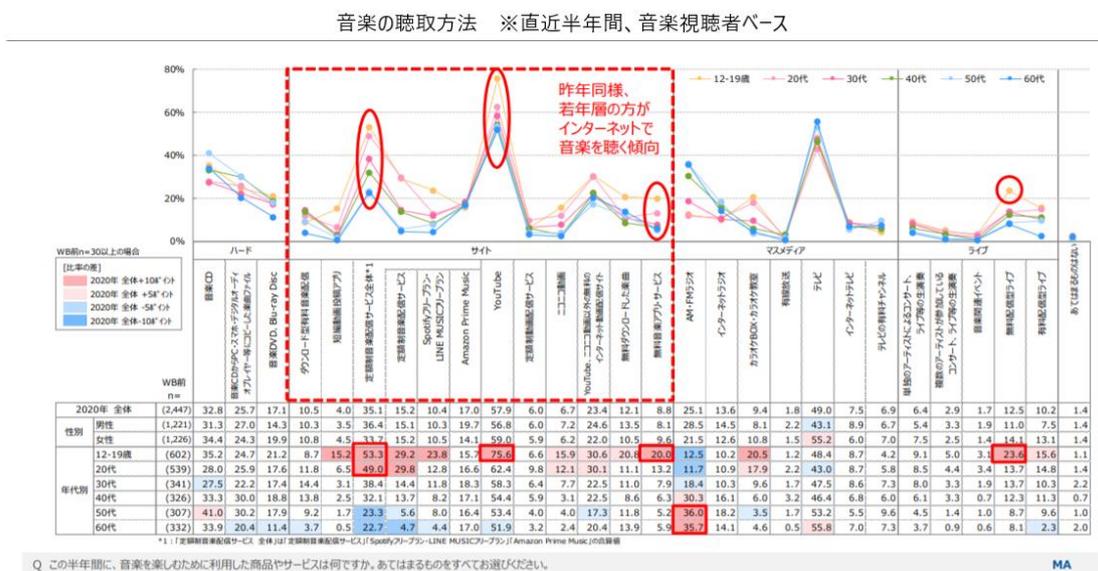


出所) IFPI issues Global Music Report 2021

<https://www.ifpi.org/ifpi-issues-annual-global-music-report-2021/>

しかし、日本レコード協会「2020年度音楽メディアユーザー実態調査」によると、音楽聴取手段は CD から音楽配信にシフトしており、2020年には、YouTube (58%)、テレビ (49%)、定額制音楽配信サービス全体 (35%) の順に利用割合が高く、音楽 CD (33%) の利用割合が初めて、定額制音楽配信サービス全体を下回った。よって、日本の音楽業界においても、デジタルプラットフォームを介して消費者に音楽を届けるという流れがメインストリームになりつつあると言える。(図表 2)

図表 2 音楽の聴取方法 直近半年間、音楽視聴者ベース



出所) 日本レコード協会「音楽メディアユーザー実態調査 (2020年度)」
<https://www.riaj.or.jp/f/pdf/report/mediauser/softuser2020.pdf>

理由 2: 音楽分野において国際的に、クリエイターへの対価還元が十分にはなされていないのではないかと、との問題が提起されている。

音楽分野において、デジタルプラットフォーム事業者が得ている収益に対して、クリエイターに支払われる対価が不十分ではないかという議論が、国際的に行われている。こうした議論は、特に欧米で進んでおり、国際レコード産業連盟 (IFPI) "Global Music Report2016" や、欧州委員会 (2016) "Commission Staff Working Document-Impact Assessment on the Modernisation of EU Copyright Rules" においても指摘されている。

Music is being consumed at record levels across the world - in the US, for example, the volume of total music streams rose 93 per cent to more than 317 billion - yet this surging volume of consumption is not returning a fair remuneration to artists and producers. There

are similar disparities recorded in the UK and France. This is the result of a market distortion known as the “value gap”.

音楽は世界中で記録的な勢いで消費されている。例えば米国では、音楽ストリーミングの総量が 93%増の 3,170 億回を超えた。しかし、この急増する消費量は、アーティストやプロデューサーに正当な報酬を還元できていない。イギリスやフランスでも同様の格差が存在する。これは、「バリュー・ギャップ」と呼ばれる市場の歪みの結果である。

(国際レコード産業連盟 (IFPI) ” Global Music Report2016”)

In some cases, platforms have offered rightholders agreements for a share of the revenue generated by advertising placed around their content. However, these agreements have been reported by some rightholders to be different from copyright licensing agreements as the platforms argue that they are not under a legal requirement to negotiate with rightholders and that they enter into such "monetisation agreements" on a purely voluntary basis. Rightholders argue that this alleged absence of legal requirement impedes fair negotiations. An example provided by the music industry shows that, in 2015, pure advertising-supported online services storing and giving access to content uploaded by end users which have an estimated user base of more than 900 million generated revenues amounting to US\$634 million, which is (approximately) four per cent of global music revenues. Given the significant user base, rightholders argue that such revenues are insignificant compared to what other service providers are generating for rightholders.

プラットフォームは、コンテンツの周辺に配置される広告によって生じる収益の一部を権利者に提供する契約を締結するケースもある。しかし、これら契約は、プラットフォーム事業者が権利者と交渉する法的義務を負っておらず、自発的にこのような「マネタイズ契約」を締結していると主張していることから、著作権ライセンス契約とは異なると一部の権利者から報告されている。権利者は、この法的要件の不在が公正な交渉を阻害していると主張している。以下では音楽業界における例を紹介する。ユーザーがアップロードしたコンテンツを提供する純粋な広告支援型オンラインサービスは、2015年に推定9億人以上のユーザーを有していたが、世界の音楽収入の約4%に相当する6億3400万米ドルの収益しか還元しなかった。ユーザー規模を考慮すると、他のサービスプロバイダが権利者に還元している収益と比較して、この収益は取るに足らないものであると権利者は主張している。

(欧州委員会 (2016) ” Commission Staff Working Document-Impact Assessment on the Modernisation of EU Copyright Rules ”)

クリエイターへの対価還元の不十分さについては、音楽配信サービス全体において考慮すべきものであるが、音楽配信サービス間でも、ビジネスモデルの違いに応じて、対価還元に変異が見られる。特に、利用者によってデジタルプラットフォーム上にアップロードされたコンテンツを提供するユーザーアップロード型サービスに関しては、前述の欧州委員会（2016）¹⁰ " Commission Staff Working Document-Impact Assessment on the Modernisation of EU Copyright Rules " の通り、デジタルプラットフォーム事業者が音楽の利用主体とみなされず、権利者への音楽使用料の支払いが必ずしも求められないケースもあり、他のビジネスモデルと比較してクリエイターへの対価が不十分であるという認識をもたれやすいという指摘もある。よって、デジタルプラットフォームサービスにおける、クリエイターへの対価還元に関する実態を把握するうえで、音楽配信サービスのビジネスモデルごとの違いを比較・整理することが重要である。

また、海外の法制度においては、集中管理が対価還元の解決方策の一つとして提起されているところ、我が国の音楽分野では、集中管理が比較的に進んでいることを踏まえ、同方策の有効性について検討する。

以上、理由1、理由2から、デジタルプラットフォームの影響力が大きい日本の音楽業界における、対価還元の実態を把握することが、デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元の実態把握の適切性を検討するうえで求められる。よって、本実態調査においては、音楽配信サービスにおける対価還元の主眼を置いて進めることとした。

（2）デジタルプラットフォームにおける音楽配信のビジネスモデル

デジタルプラットフォームにおける音楽配信には、主にユーザーアップロード型、サブスクリプション型、ダウンロード型の3つのビジネスモデルが存在する。各ビジネスモデルの概要は以下の通りである。

① ユーザーアップロード型

利用者がプラットフォーム上にアップロードしたコンテンツが、他の利用者にも共有されるサービス。デジタルプラットフォーム事業者は、コンテンツと合わせて広告を配信し、広告収入により利益を得ることが多いが、一部課金制度により利益を得ている場合もある。主に動画コンテンツが提供されており、音楽以外にもニュース、スポーツ等の幅広い種類が含まれる。

② サブスクリプション型

事業者が用意したコンテンツを、利用者に対して提供するサービス。サブスクリプション料金による利益を得ることが多いが、一部広告収入により利益を得ている場合もある。

る。利用者は、サービス契約解約後、当該コンテンツの利用が不可能となる。主に音声コンテンツが提供されており、音楽以外の種類は少ない傾向にある。

③ ダウンロード型

事業者が用意したコンテンツを、プラットフォームを通じて、利用者が自らの端末にダウンロードするサービス。ダウンロードしたコンテンツは、利用者の端末に保存され、いつでも利用可能となる。主に音声コンテンツが提供されており、音楽以外の種類は少ない傾向にある。

日本レコード協会「2020年度音楽メディアユーザー実態調査」によると、①ないし③の3つのビジネスモデルのうち、ダウンロード型は、音楽の聴取方法としての利用割合が年々減少傾向にあり、ユーザーアップロード型およびサブスクリプション型の比重が高まっている。よって、本実態調査においては、ユーザーアップロード型サービスおよび、サブスクリプション型サービスにおけるデジタルプラットフォームとクリエイターの対価還元の主眼をおいて検討した。

(3) デジタルプラットフォームにおける対価還元に関する調査事項

本実態調査では、音楽配信サービスにおける対価還元について、クリエイターの作品を使用する利用者（音楽配信デジタルプラットフォーム事業者）と、当該作品の権利を有する権利者の2つの側面から整理する。先に述べたとおり、本実態調査における利用者は、ユーザーアップロード型サービス事業者とサブスクリプション型サービス事業者とする（図表3）。

図表 3 対価還元の枠組みと調査事項

		権利者	
		著作権等管理事業者	非委託者
利用者（音楽配信(DPE)）	ユーザーアップロード型ストリーミングサービス	調査事項 1. ユーザーアップロード型サービスにおける対価還元の実態 ① 優位な（支配的・独占的）地位により、交渉力を強めているか？ ② サービス毎のコンテンツの幅や種類は、対価還元にとどのような影響を及ぼしているのか？	
	サブスクリプション型ストリーミングサービス	調査事項 2. サブスクリプション型サービスにおける対価還元の実態 ① 優位な（支配的・独占的）地位により、交渉力を強めているか？ ② サービス毎のコンテンツの幅や種類は、対価還元にとどのような影響を及ぼしているのか？	
		調査事項 3. デジタルプラットフォーム間での対価差異 ① クリエイターへの対価還元（例：使用料率）には差が生じているのか？ ② セーフハーバー条項（日本ではプロバイダ責任制限法）に係る削除免責は、各デジタルプラットフォームにとどのような影響を与えているのか？	

ここでは、音楽分野における権利者は、信託契約や委任契約により著作権等管理事業者に著作権等の管理委託をしている権利者と、著作権等管理事業者に管理委託をしていない権利者（以下、「非委託者」という。）の2つに大別される。なお、今回のヒアリングにおいて、前者については、管理委託されている著作権等管理事業者も重要な関係当事者であることから、ヒアリング対象の二者として位置づけている。また、権利者が保有する権利には、作詞家、作曲家等に与えられる「著作権」と、実演家、レコード製作者等に与えられる「著作隣接権」が存在する。

著作権等管理事業者には、著作権を管理する事業者と著作隣接権を管理する事業者が別々に存在し、それぞれにおいて権利管理の状況は異なる。よって、著作権等管理事業者への対価還元を検討する際には、著作権に係る管理事業者と著作隣接権に係る管理事業者それぞれについて実態を整理する必要がある。

一方で、非委託者には、作詞、作曲、実演に係る権利を自身で管理しているケースも多い。このため、非委託者の著作権・著作隣接権は分けずに整理した。

以上のことから、権利者（委託者、著作権等管理事業者、非委託者）への対価還元について、ユーザーアップロード型サービスにおける実態を調査事項 1（後記 2.）、サブスクリプション型サービスにおける実態を調査事項 2 とする（後記 3.）。加えて、ユーザーアップロード型とサブスクリプション型の対価差異を調査事項 3 で比較する（後記 4.）。各論点は、有識者、利用者（デジタルプラットフォーム事業者）、権利者（著作権等管理事業者、クリエイター）へのヒアリング結果をもとに整理する。また、これらの調査事項に密接に関

連するものであるが、当該ヒアリングの過程によって得られた、サービス形態によらない、デジタルプラットフォームに係る横断的な知見や問題意識等についても、併せて整理することとした（後記5.）。

2. **調査事項1**：ユーザーアップロード型サービスにおける対価還元の実態

（1）著作権等管理事業者へ委託している権利者との関係

ア. 著作権に係る対価還元

著作権等管理事業者による著作権の集中管理では、個々の音楽コンテンツの利用実態に即した使用料規程上の利用区分等に則り、使用料の評価・適用が行われている。以下では使用料規程及び使用料の実態について、それぞれ論じる。

（ア）対価還元の仕組み

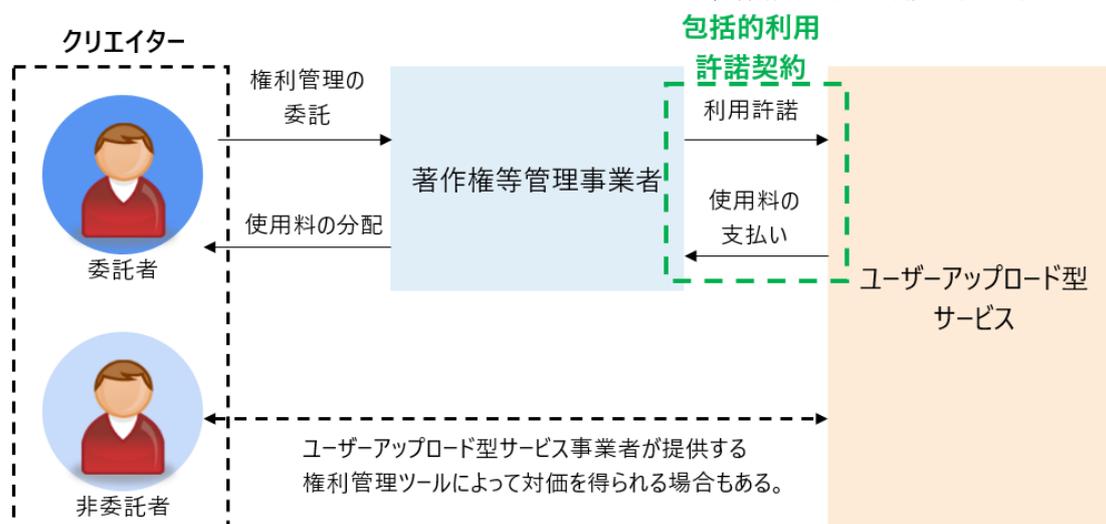
・使用料規程（一般論）

我が国において、ユーザーアップロード型サービスにおける著作権使用料の支払いは、著作権等管理事業者による集中管理を通じて行われることが一般的である。ユーザーアップロード型サービス事業者については、必ずしも音楽の利用主体として、権利者への使用料の支払いが求められているわけではないが、日本においては、基本的に多くのサービス事業者が著作権等管理事業者と包括的利用許諾契約を締結して、使用料の支払いを行っている（図表4）。著作権等管理事業者には、文化庁長官により指定著作権等管理事業者¹の指定を受けた日本音楽著作権協会（JASRAC）と、一般管理事業者²である NexTone などの事業者が存在する。

¹ 指定著作権等管理事業者：使用料額の水準に対する影響力が大きい管理事業者として、著作権等管理事業法第23条第1項が定める要件に従って文化庁長官が指定する事業者。指定著作権等管理事業者には、利用者代表（利用者の利益を代表すると認められる者）から使用料規程に関する協議の求めがあった場合には、応じる義務がある。（文化庁「協議・裁定制度と指定著作権等管理事業者」https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/jigyosha/kyogi_saitai.html）

² 一般管理事業者：本報告書では、便宜上、文化庁長官により指定著作権等管理事業者の指定を受けていない著作権等管理事業者を一般管理事業者と呼称する。

図表 4 ユーザーアップロード型サービスにおける著作権に係る対価還元の流れ



著作権等管理事業法上、著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、また変更するにあたり、利用者又はその団体からあらかじめ意見聴取するように努めなければならないとされている。さらに、指定著作権等管理事業者である JASRAC は、著作権等管理事業法上、利用者代表（利用者の利益を代表すると認められる者）から使用料規程に関する協議の求めがあった場合は、応じる義務がある。実際には、JASRAC は使用料規程を定めるにあたり、インタラクティブ配信に係る利用者代表団体であるネットワーク音楽著作権連絡協議会（NMRC）から意見を聴取し、合議のうえで使用料規程を定めている。また、一般事業者である NextTone においても、JASRAC と同様に、NMRC から意見を聴取したうえで使用料規程を作成し、文化庁に届け出を行っている。

以上のことから、指定著作権等管理事業者と一般管理事業者のいずれにおいても、使用料規程は利用者等との協議のもとで、一般的に定められたものである。よって、使用料規程に従って著作権使用料が支払われる場合、当該著作権使用料は、ユーザーアップロード型サービス事業者の性質と直接結び付くものではない。本調査研究のヒアリングにおいても、著作権等管理事業者が定める使用料規程に基づいて使用料の支払いを行っているデジタルプラットフォーム事業者としては、自社が権利者よりも優位的な地位にあるとは想定しづらいとの指摘が得られた³。また、新たな利用区分等における使用料率の決定に際して既存の使用料率に係る議論を参考にするということ⁴、デジタルプラットフォーム事業者に限定され

³ 具体的には、契約によって権利を保護しながら、音楽を使用している立場であるため、例えば使用料率などで権利者側の要求をある程度受け入れたり、サービスに反映したりしているとの意見があった。

⁴ 例えばストリーミング配信は、サーバーに著作物が複製されるという点で複製権、加えて公衆送信権も働いており、この2つの権利に関する過去の議論を参考にして定められているとのことであった。一例として、公衆送信権では放送分野での使用料率を参考にしているとのことであった。

ないステークホルダーとも交渉の結果、具体的使用料の額が決定されることから、デジタルプラットフォーム事業者のみが影響を及ぼしているとは限らない見解もあった。

・使用料の実態

著作権等管理事業者は、使用料規程で定める使用料を上限として、個別のユーザーアップロード型サービス事業者との協議を経て契約している。使用料規程の範囲内で、各サービスの特性を考慮したうえで、ユーザーアップロード型サービス事業者との交渉を行うことにより、適切な対価還元が実現できるよう努めているとされる。

デジタルプラットフォーム事業者を含む利用者との協議において、要望を受けて対応するケースは、権利者の利益を棄損することがなく、状況や妥当性を勘案して、合意する契約もあるとの意見も確認された。また、ユーザーアップロード型サービス事業者が提供するサービスやコンテンツの変化が激しいことから、契約を随時更改し、使用料に反映しているという声も確認された。

(イ) 著作権に関する問題意識及び意見

著作権等管理事業者に権利管理を委託しているクリエイターからは、著作権等管理事業者とユーザーアップロード型サービス事業者との具体的な交渉や契約内容については、クリエイターに開示されず、対価還元の仕組みや計算方法が不透明であるとの指摘がある⁵。著作権等管理事業者とユーザーアップロード型サービス事業者の包括的利用許諾契約における著作権使用料率は、秘密保持契約の機密事項に当たるとして、(権利管理を委託している)クリエイターが著作権等管理事業者に公開請求をしても、開示されない場合がある。⁶

また、著作権等管理事業者の理事には、作詞家・作曲家が多数所属していることから、理事会内における使用料規程の策定にあたり、当該理事らを通じてクリエイターの声が影響を与えているということはある。しかし、クリエイターのうち一般会員については、それらの情報が伝わることはほとんどなく、関与できる機会は最終段階の総会での決議の場に限られるとの意見があった。一般管理事業者については、主に法人を対象とした組織であることから、使用料規程について、クリエイター個人に伝わることはないとの意見もあった。なお、使用料規程の変更や調整が行われる際に、作詞家・作曲家の外部団体に意見が求められることもないとのことであった。

さらに、ユーザーアップロード型サービス事業者とクリエイターの関係では、包括的利用許諾契約に基づく著作権使用料の支払いについて、直接クリエイターが説明を受ける機会

⁵クリエイターに提示される明細には、1再生当たりの著作権使用料等の情報は無く、著作権使用料支払いの対象となる楽曲ごとの再生回数と金額のみが含まれている形となっており、例えば、定められたどの使用料率に基づく支払いなのかは確認できず、また、何時、誰が再生したかなどを知ることができないとの指摘がなされた。また、音楽出版社を経由するケースでは、前述のような内容の明細が個人クリエイターへ来ることもないとのことであった。

⁶ただし、NexToneは、委託者の求めに応じて、ユーザーアップロード型サービス事業者との契約条件を全て開示している。

はなく、作詞家・作曲家の団体であっても、ユーザーアップロード型サービス事業者との関係はないとのことであった。

デジタルプラットフォームにおける対価還元の不透明性については、有識者からも、しばしば問題視されており、対価の適切性を検討するにあたって、まずはユーザーアップロード型サービス事業者に、対価還元に関わる情報の開示を求めるべきではないかとの見方もされていた。

イ. 著作隣接権に係る対価還元

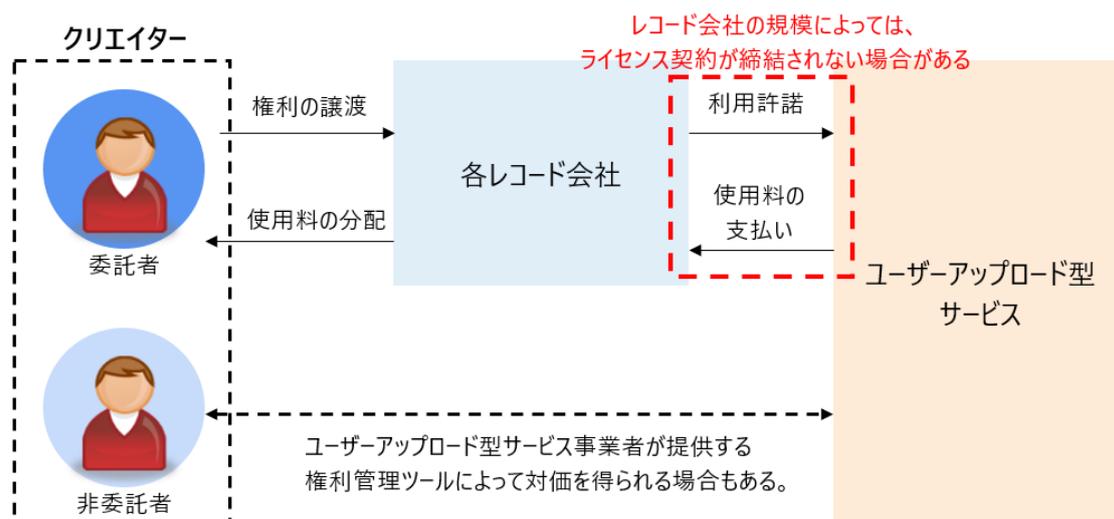
著作隣接権の管理は、一般的には各レコード会社が個別に行っているが、レコード会社によって規模や音楽配信に係る戦略が異なることから、ユーザーアップロード型サービスとの契約状況には差異が生じている。以下では、ユーザーアップロード型サービスにおいて著作隣接権が集中管理されていない理由と、各レコード会社の契約状況の実態について論じる。

(ア) 対価還元の仕組み

・著作隣接権の集中管理の不在

ユーザーアップロード型サービス事業者による著作隣接権使用料の支払いは、著作権と異なり、著作権等管理事業者による集中管理が行われていない。よって、ユーザーアップロード型サービスにおける著作隣接権の管理については、各レコード会社が自社の戦略に基づいて個別に対応している（図表 5）。

図表 5 ユーザーアップロード型サービスにおける著作隣接権に係る対価還元の流れ



デジタルプラットフォームに係る著作隣接権の集中管理が行われていない理由として、レコード会社によって、デジタルプラットフォームにおけるビジネス戦略が異なることが指摘されている。つまり、コンテンツを保有するレコード会社は、それぞれ音楽作品等の考え方、例えば、デジタルプラットフォーム事業者との向き合い方、要求する使用料などが異なるため、集中管理が必ずしも、個々のレコード会社の利益の最大化に繋がるとは言えず、著作権等管理事業者が一律の基準を定めて集中管理契約を行うことが妥当とは限らないとのことであった。

一方で、近年では音楽聴取手段としてのユーザーアップロード型サービスの影響力が高まっていることから、音楽作品を売り出す際に、ユーザーアップロード型サービスに、当該作品を出さないケースはほとんどないという意見が多く見受けられた。よって、多くのレコード会社は、自社の管理方針に基づいて、デジタルプラットフォーム事業者と個別にライセンス契約を締結している状況にあるものと思われるとのことであった。

・レコード会社ごとのデジタルプラットフォーム事業者とのライセンス契約

しかしながら、レコード会社には、大小様々な規模の事業者が存在し、レコード会社ごとにデジタルプラットフォーム事業者との交渉力が異なることから、契約条件に差異が生じやすいという問題が指摘されている。特に、小規模事業者が多く存在する、いわゆるインディーズレーベルにおいては、そもそも個別にデジタルプラットフォーム事業者とライセンス契約を締結すること自体が難しくなっている現状にある。ヒアリングでは、このような問題に対する動きとして、Merlin⁷という団体の取組みが、しばしば指摘された。Merlin は、インディーズレーベルのための世界的なデジタル権利管理団体であり、Merlin 会員である世界各地のインディーズレーベルに代わり、利益分配率や契約条件につき、デジタルプラットフォーム事業者に対して交渉を行っている。

(イ) 著作隣接権に関する問題意識及び意見

・ユーザーアップロード型サービスがプロモーションではなく、実質的な音楽の聴取手段となっている

レコード会社ごとの規模の差だけでなく、レコード会社とアーティストでは、ユーザーアップロード型サービスの捉え方が異なることによる問題も生じている。レコード会社は、ユーザーアップロード型サービスを通じた音楽配信に関して、当該作品のプロモーション効

⁷ Merlin は、世界 53 カ国、約 2 万のレーベル会社を会員として抱えるデジタル権利管理団体である。Merlin に加入する個々のレコード会社の規模は小さくとも、Merlin 全体としては、世界のデジタル音楽マーケットにおけるシェア 15% (第 4 位) を占めている。団体として一定の規模を持つことにより、Merlin はデジタルプラットフォーム事業者に対する交渉力を高めており、Apple、Spotify、YouTube を含む 25 以上の事業者とパートナーシップを締結している。日本においても、複数のインディーズレーベルが Merlin の会員となっており、Merlin の日本支社となる Merlin Japan 株式会社が設立されている。なお、独立かつグローバルに大規模で活躍しているインディーズレーベルも存在するため、必ずしも Merlin が全てを束ねているわけではない。

果は否定しない一方、売上が下がることを懸念する傾向にある。他方で、アーティストや芸能事務所は、売上低下よりも、プロモーションの一環、そしてライブへと繋がるものと捉える傾向にある。ユーザーアップロード型サービスをどのように位置づけるかによって、権利者が期待する対価にも違いが生じる。そのため、レコード会社ごとのビジネス戦略や方針の違いに加え、権利者側の期待に、ばらつきがある現状においては、対価還元の適切性を一概に評価することは難しいとの見方もあった。

・その他

著作隣接権については、ユーザーアップロード型サービス事業者からレコード会社に支払われる対価の適切性だけでなく、主にアーティストなど、専属契約によりレコード会社へ権利を譲渡している権利者に支払われる対価の適切性に関しても指摘がある。専属契約における印税率は、あくまで私人間の契約において自由に設定されるものであるが、一般的に日本におけるレコード会社とアーティストの専属契約における印税率は、売上の2-3%程度（第三者使用については10%程度で、別枠が設けられる場合もある）であり、国際的にも、アーティスト側からは印税率が公平ではないという声が高まっていると言われている。

また、商業用レコードの二次使用請求権においては、著作権等管理事業者による集中管理を通じて、レコード製作者とアーティストが半々でコンテンツの収益を分配するという構造がありながら、ストリーミング配信においては、アーティストの送信可能化権がレコード製作者に権利移転をしているため、アーティストには1-3%しか分配されず、バックのノンフィーチャードアーティスト（サポートミュージシャン）においては一切対価が還元されていない問題も指摘されている。

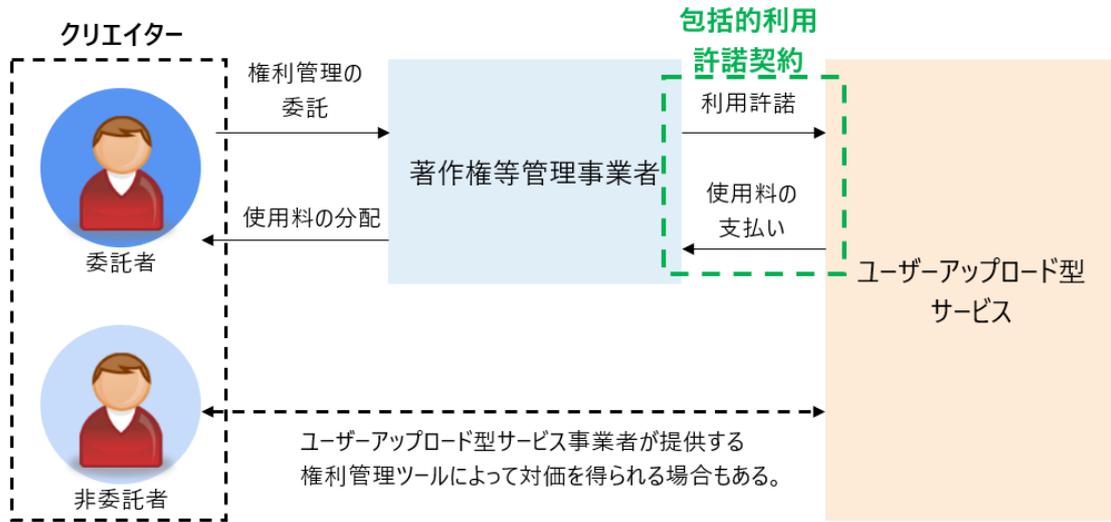
一方で、音楽の販売価格には、アーティストのプロモーション費や育成費が含まれているとのことや、ライブを開催する際には、レコード会社が一定割合の費用を負担しているなど、アーティストを世に出すためには、多くの手間とコストが費やされており、こうした事情が契約上の対価還元率にも関わるため、商業用レコードの二次使用とは根本的に構造が異なるとの指摘もあった。

（2）非委託者との関係

非委託者においては、ユーザーアップロード型サービス事業者がプラットフォーム上で提供する権利管理ツールを利用して対価を得る場合もある（図表6）。ただし、権利管理ツールは、基本的に事業者が利用することを想定しており、非委託者は、それらの全部または一部の利用が制限されている⁸。

⁸ あるユーザーアップロード型サービスでは、非委託者自らがチャンネルを創設し、1,000人のチャンネル登録者数と1,000時間の視聴時間を超えて、初めて収入を得られる仕組みとなっており、収入を得るためのハードルが高いとの指摘があった。また、権利管理ツールについては、非委託者自らが楽曲を登録することはできず、ユーザーアップロード型サービス事業者から非委託者に対して、レコード会社や著作権管理

図表 6 ユーザーアップロード型サービスにおける著作権に係る対価還元の流れ



このような現状に対して、クリエイター個人が権利管理を行うことができるように、デジタルプラットフォーム事業者の管理窓口を開いてほしいという要望が確認された。また、有識者からは、権利者が集まるほど、ユーザーアップロード型サービス事業者に対する交渉力を高めることが可能となるため、著作権等管理事業者への非委託者の加入を促進すべきではないかとの意見も上がった。ただし、短期的には、非委託者を取り込むことによって、著作権等管理事業者の管理コストが増大することが想定されるとの懸念もあった。

デジタルプラットフォーム事業者からは、権利者を保護することを最優先事項としており、不確実性の観点から、権利者からの主張を待たないと行動を起こせないこともありながらも、パトロールやフィンガープリントなどを用いて違反对応を実施しているとの意見もあった。

(3) ユーザーアップロード型サービスにおける共通の問題意識及び意見

ア. セーフハーバー条項との関係

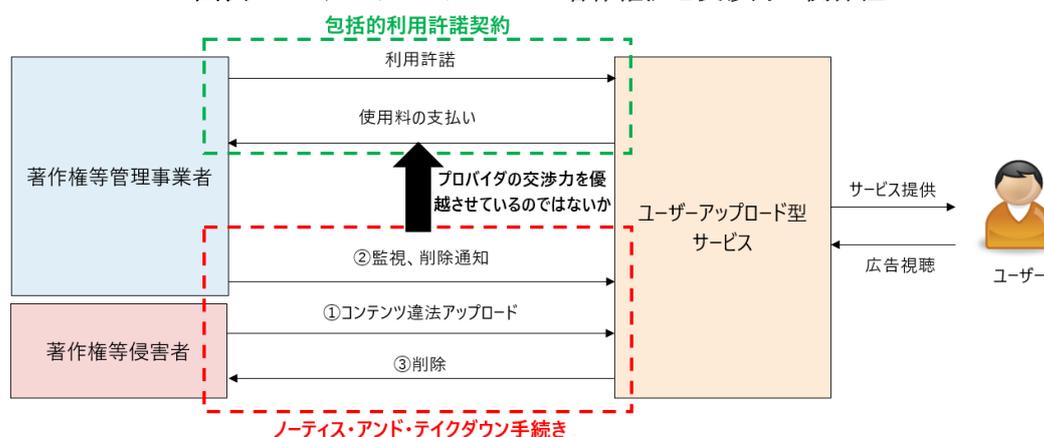
「1. デジタルプラットフォームにおける対価還元の枠組みと論点」で述べた通り、デジタルプラットフォーム事業者とクリエイターの対価還元に係る問題は、特にユーザーアップロード型サービスの問題として海外の論文等で指摘されることが多い。この理由として、国外においては、ユーザーアップロード型サービス事業者の免責する規定（いわゆる「セーフハーバー条項」）により、権利者に対するユーザーアップロード型サービス

事業者と契約を結ぶよう促されるとの意見もあった。権利侵害への対応といった観点では、権利管理ツールを利用できないクリエイターは、コンテンツの取り下げ申請に限られ、当該申請に際して著作権契約書など、何かしら権利を証明することができる書類の提出が必要であり、実際に取り下げることが困難との指摘もあった。

事業者の交渉力が優越する場合があることが一般に指摘されている。米国デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) 等に定められたセーフハーバー条項では、デジタルプラットフォーム上のコンテンツに対して、権利侵害を理由に、削除通知を権利者から受けた場合に、直ちにコンテンツの削除を行えば (ノーティス・アンド・テイクダウン手続き)、金銭的賠償責任を負わないことが規定されている。ノーティス・アンド・テイクダウン手続きを踏むために監視・削除通知を行うことは、権利者側にとって大きな負担であることから、権利者側において、当該負担から解放され、デジタルプラットフォーム上の著作物利用から対価還元を受けるためには、ユーザーアップロード型サービス事業者と包括的利用許諾契約を結ぶ必要に迫られる。これにより権利者は、ユーザーアップロード型サービス事業者と契約を結ぶ際に交渉力が弱くなり、不利な契約条件を受け入れざるを得なくなると考えられる (図表 7)。

一方、日本においては、セーフハーバー条項に相当又は類似する法制度として、プロバイダ責任制限法が存在する。同法は、他人の権利が侵害されていることを知っていた、もしくは知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合以外は、権利侵害に対するデジタルプラットフォーム事業者の損害賠償責任が免除されることを規定している。よって、プロバイダ責任制限法が適用される場合も、権利者側が権利侵害を防止し、デジタルプラットフォーム事業者に対して損害賠償責任を追及するためには、権利侵害に関してユーザーアップロード型サービス事業者に通知を行うことが基本的な対応となるため、セーフハーバー条項が適用される場合と類似の状況が生ずる。なお、日本国内においてアクセス可能なユーザーアップロード型サービスにおける権利侵害事案については、国際私法上、日本法が適用されると考えることも可能である⁹。しかし、米国発のユーザーアップロード型サービスは、多くの場合、日本においても DMCA に準拠したノーティス・アンド・テイクダウン手続きを採用し、運用している。

図表 7 デジタルミレニアム著作権法と交渉力の関係性



⁹ 「インターネット上の著作権侵害 (海賊版) 対策ハンドブック—総論編—」 41 頁 (文化庁 2021 年 3 月)

イ. ビジネスモデルとの関係

ユーザーアップロード型サービスにおいては、動画コンテンツが提供されることが多く、基本的には音楽のみを配信するサブスクリプション型サービスと比較して、音楽の寄与度が相対的に低い場合もあるため、対価還元の適切性について、一概に論じることができないとの意見も確認されている。

また、ユーザーアップロード型サービスは、誰もがクリエイターとしてコンテンツを作ることができる「1億総クリエイター時代」に大きく貢献しており、使用料率のみに着目して、音楽業界への影響を評価するのは適切ではないとの主張もなされている。その一方で、ユーザーによる自由なアップロードによって、対象コンテンツがどのようにアップロードされるかによって、コンテンツマッチングが不確実となる場合もあり、十分な対価還元がなされていないとの指摘もある。

ウ. 収益構造との関係

前述のとおり、ユーザーアップロード型サービスにおいては、使用料の分配原資が企業広告等の広告費であることが多い。しかし、当該サービスにおいては、いかなる基準で広告費を定めるのか、権利者と無関係に決定されることを問題視する意見があった。その一方、デジタル広告市場は今後の期待値も高いため、分配原資については、むしろ国内の人口総数という頭打ちがある以上、サブスクリプション型のほうが不安要素は大きいとの指摘も得られている。

3. **調査事項2**:サブスクリプション型サービスにおける対価還元の実態

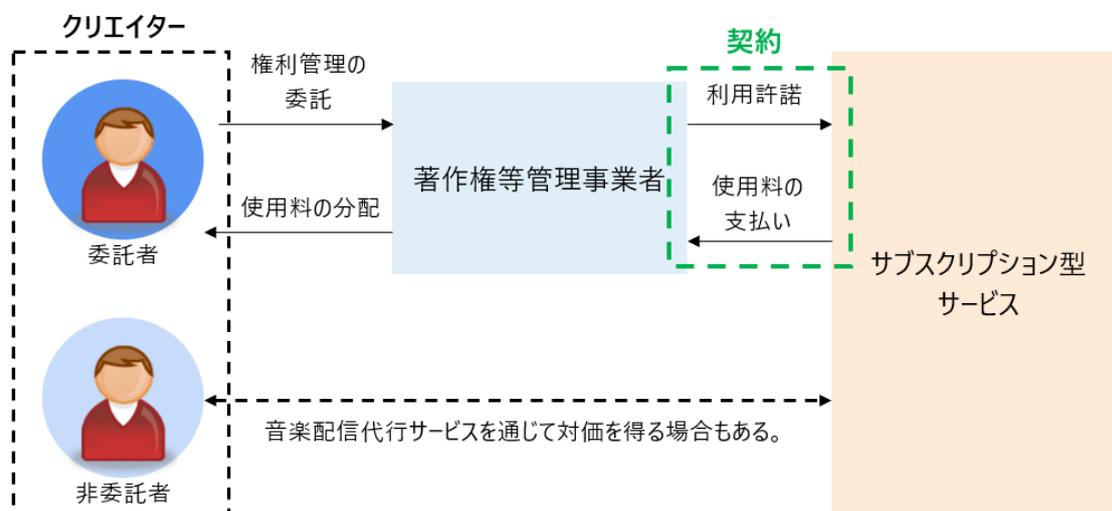
(1) 著作権等管理事業者へ委託している権利者との関係

ア. 著作権に係る対価還元

(ア) 対価還元の仕組み

ユーザーアップロード型サービス事業者と異なり、サブスクリプション型サービス事業者は、自社が用意したコンテンツを利用者に配信するため、明確に音楽の利用主体として位置づけられている。よって、プラットフォーム上で提供する音楽作品の著作権者に対して、サブスクリプション型サービス事業者は、契約に基づいた使用料の支払いを行う(図表 8)。この際に支払われる使用料は、ユーザーアップロード型サービス事業者と同様に、使用料規程に基づいて支払われる場合のほか、個別契約に基づき著作権使用料が支払われている場合もある(「調査事項1:ユーザーアップロード型サービスにおける対価還元(1)著作権等管理事業者へ委託している権利者との関係 ア. 著作権への対価還元 (ア) 対価還元の仕組み」における記載内容は、サブスクリプション型サービスにおいても同様の知見が得られている。)

図表 8 サブスクリプション型サービスにおける著作権に係る対価還元の流れ



(イ) 著作権に関する問題意識及び意見

サブスクリプション型サービス事業者においては、サブスクリプション料金(月額固定費など)を主な収入源としていることから、利用者数の違いによって、1再生あたりの著作権使用料単価には大きな差が生じるという問題がある。よって、クリエイターからは、利用者の多いサービス事業者は、再生数に応じて、現在の条件より高い著作権使用料を支払うべき

ではないかとの意見も存在する。こうした中、クリエイターからは、サブスクリプション型サービスにおける著作権使用料の具体的な額について、以下の情報・見解が得られたところである。

- 例えば、A社の場合、ある時期における1楽曲1再生当たりの著作権使用料は、0.24円であった。この0.24円は、作詞家・作曲家・音楽出版社の3者に支払われることになる。
- B社の場合、ある時期における1楽曲1再生当たりの著作権使用料は、0.16円であった。ほとんどの商業配信では、この著作権使用料の半分が音楽出版社へ支払われることとなる¹⁰。したがって、作詞家・作曲家に対しては、1再生当たり0.08円が支払われることとなる。つまり、作詞家・作曲家それぞれに支払われる額は、0.04円となる。
- この場合、100万回再生で、ようやく4万円の使用料を得ることができる。ただし、サブスクリプション型サービス上において、1つの楽曲が100万回再生を達成することは相当程度困難である。例えば、2021年10月頃、歌手A氏による人気アニメBのオープニング曲がリリースされ、300万回再生（調査時点）を記録した。A氏は、現在最も人気のある歌手の1人であるにも関わらず、この300万回再生（調査時点）で、作詞家が得られる著作権使用料は、前述の額に基づくと、たった12万円である。一般的な再生数は1万回程度（この場合、作詞家・作曲家それぞれ400円）であることも鑑みると、人気に反して非常に安価ではないかと考えられる。
- また、歌手であり、作詞家でもあるC氏による人気アニメDのオープニング曲が11万回再生（調査時点）を記録したが、この場合、作詞家としてのC氏には、4,000円の使用料収入が入る計算となるが、人気アニメ作品の主題歌の作詞家に、たった4,000円しか支払われないのは大変安価であると考えられる。

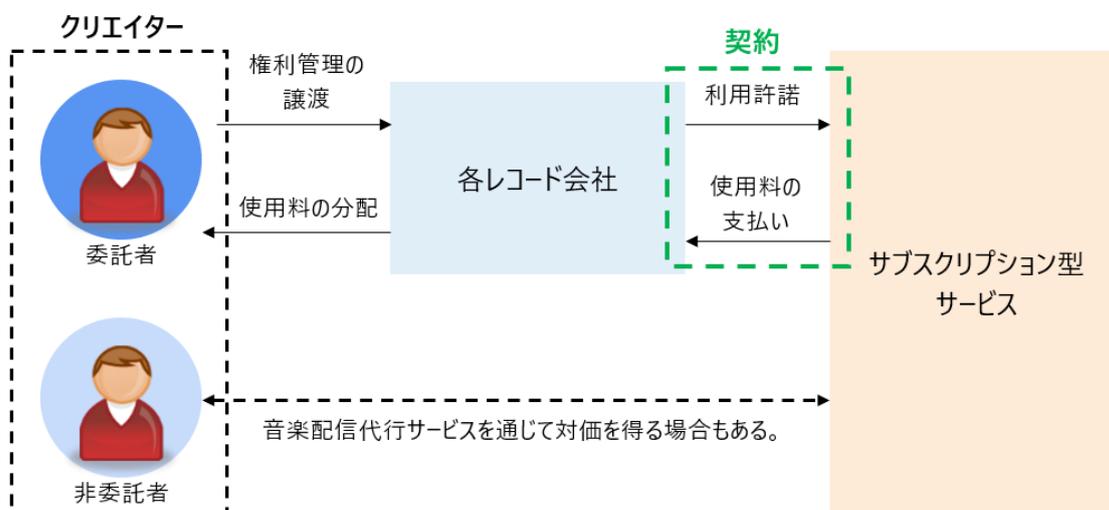
なお、「調査事項1：ユーザーアップロード型サービスにおける対価還元（1）著作権等管理事業者へ委託している権利者との関係（イ）著作権に係る問題意識及び意見」における記載内容は、サブスクリプション型サービスにおいても同様の知見が得られている。

イ．著作隣接権に係る対価還元

ユーザーアップロード型サービス事業者と同様に、サブスクリプション型サービス事業者における著作隣接権使用料の支払いは、著作権等管理事業者による集中管理が行われておらず、各レコード会社とデジタルプラットフォーム事業者の個別の契約が行われている（図表9）。

¹⁰ 今回ヒアリングでの一見解であることに留意が必要である。音楽出版社・作詞家・作曲家間の使用料の分配率は、三者間におけるそれぞれの取り決めによって異なる。

図表 9 サブスクリプション型サービスにおける著作権隣接権に係る対価還元の流れ



ただし、ユーザーアップロード型サービス事業者と異なり、サブスクリプション型サービス事業者は、明確に音楽の利用主体とみなされるため、インディーズレーベルであっても、サブスクリプション型サービス事業者から、契約に基づいた対価を受けることは可能である¹¹。一方で、レコード会社の規模に応じて契約内容に差異が生じている。

また、サブスクリプション型サービス事業者に関しては、レコード会社ごとの契約内容の差だけではなく、サブスクリプション型サービス事業者ごとに、使用料の支払い額が大きく異なるという特徴がある。著作権隣接権使用料は、大手のサブスクリプション型サービス事業者において安くなる傾向にあり、権利者に支払われる使用料は、1再生あたり0.5～2.5円程度の幅がある。

(2) 非委託者

非委託者においては、音楽配信代行サービスを通じて楽曲の登録を行い、サブスクリプション型サービス事業者から対価を得る場合がある。ただし、非委託者が音楽配信代行サービスを通して、サブスクリプション型サービス事業者に楽曲提供を行う場合は、音楽配信代行サービスから分配される収益には、著作権使用料が含まれないケースもあるとのことであった。

(3) サブスクリプション型における共通の問題意識及び意見

サブスクリプション型サービスにおいては、その収益構造上、国内人口を加味した場合の分配資源に限界があるため、国内の権利者においても、海外市場への進出を考える必要があるとの指摘がなされた。

¹¹ 契約にあたっては、TuneCore等の事業者が仲介サービスを提供している。

また、事業者が自ら対象となる音源を確保し、配信することから、権利侵害の問題が生じにくいことや、コンテンツマッチングができないことなどに伴う逸失利益が生じにくいなど、ユーザーアップロード型サービスとの差異も確認された。

そのほか、サブスクリプション型サービスにおいては、数社の企業が市場を占めているため、音楽配信ビジネスを運営する上で避けられない事業者が存在し、ユーザーアップロード型サービスと同様に強い交渉力を有する可能性があることが伺われた。

4. **調査事項3**: デジタルプラットフォーム間での対価差異

(1) セーフハーバー条項

前述のとおり、デジタルプラットフォーム事業者とクリエイターの対価還元に係る問題は、特にユーザーアップロード型サービスの問題として指摘されることが多い。その理由として、ユーザーアップロード型サービス事業者にセーフハーバー条項等が適用されるため、ユーザーアップロード型サービス事業者の交渉力が権利者に対して優越することが挙げられる。ユーザーアップロード型サービス事業者が独自の権利侵害対策ツールを用いて適切な削除対応を行うことにより、原則として著作権侵害の責任を問われない。一方、権利者側においては、削除対応によって、収益が得られないため、権利者側にライセンス契約を締結するインセンティブが偏在してしまう結果、やはり交渉力に差が生じてしまうのである。

他方、著作権等管理事業者からは、ユーザーアップロード型サービス事業者が自主的に権利侵害対策に取り組んでいる現状においては、セーフハーバー条項等の適用によって権利者の交渉力がサービス事業者よりも弱くなることはないという意見もあった。

(2) 各サービスと使用料規程の運用実態

一方で、ユーザーアップロード型サービス事業者とサブスクリプション型サービス事業者の間には、権利者に支払う著作権使用料に一定の差が存在する。日本における指定著作権等管理事業者である JASRAC の使用料規程では、ユーザーアップロード型サービスにはストリーム形式の使用料率（2.0～2.8%）が適用されるのに対して、サブスクリプション型サービスの使用料率は 7.7～12%と定められている（図表 10）。同様に、一般管理事業者である NexTone の使用料規程においても、ユーザーアップロード型サービスにはストリーム形式の使用料率（2.625～3.5%）が適用されるのに対して、サブスクリプション型サービスの使用料率は 8.0～12.5%と定められている。

図表 10 JASRAC 使用料規程における使用料率に基づいて作成した
サブスクリプション型・ユーザーアップロード型の使用料率

	区分	使用料率 (月間の情報料 ¹² および広告料等収入を基準とする)
サブスクリプション型	音楽を主とした利用（リスニング用、カラオケ用、着信音等）のサブスクリプションサービス	7.7-12%
ユーザーアップロード型（ただし、JASRAC においては、ユーザーアップロード型は、分類として規定されていない為、ストリーム形式の使用料率を参照した。）	音楽以外を主とした利用（動画、小説、パソコンソフト等）のストリーム形式	2.0-2.8%

これに対して、著作権等管理事業者からは、デジタルプラットフォーム事業者を、単純にユーザーアップロード型、サブスクリプション型等の類型に当てはめて評価することはできないとの指摘がある。つまり、一事業者が、上記ユーザーアップロード型の使用区分に相当するサービス、およびサブスクリプション型の使用区分に相当するサービスを含む、複数のサービスを提供している場合もあるため、必ずしも社会的にイメージされている事業者の性質に対応すると思われる使用料規程上の使用料率のみが適用されているとは限らないということである。

(3) ビジネスモデルとの関係

また、前述のとおり、ユーザーアップロード型サービスにおいては、動画コンテンツが提供されることが多く、基本的には音楽のみを配信するサブスクリプション型サービスと比較して、音楽の寄与度が相対的に低いために、使用料率に差が生じるのは当然であるとの声もある。しかし、ユーザーアップロード型サービスをプロモーション用として活用しているとはいえ、後述のとおり、利用者はサブスクリプション型サービスと同様に、音楽を聴くサービスとして活用している側面もあることや、提供コンテンツにおける音楽の寄与度が小

¹² 情報料：インタラクティブ配信の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税額を除く。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わない）。（一般社団法人日本音楽著作権協会「使用料早見表」<https://www.jasrac.or.jp/info/network/side/hayami.html>）

さいと評価されることから、むしろ、ユーザーアップロード型サービス事業者の交渉力に優位性を持たせているとの見方もなされた。

(4) その他

他方で、ユーザーアップロード型サービス及びサブスクリプション型サービス、どちらについても問題があるとの見方もある。具体的には、①ユーザーアップロード型サービスは、収益に対して、クリエイターへ還元している金額が圧倒的に少ないのではないかということ、②一部のサブスクリプション型サービスでは、1再生当たりの著作権使用料が、他サブスクリプション型サービスと比べて、圧倒的に少ないということである。

以上のとおり、本実態調査において、関係当事者に使用料規程の運用実態についてヒアリングを行ったものの、秘密保持の観点から、必ずしも全容を詳らかにすることはできなかった。

5. その他(サービス形態に関わらないデジタルプラットフォームに係る横断的事項)

(1) 音楽作品の展開・販売におけるデジタルプラットフォームでの配信の重要性

音楽作品の展開・販売において、デジタルプラットフォームによる配信が大半を占めているか、といった点について、クリエイターからは、売上に関しては、ヘビーユーザーやコアファンに対しての CD 販売が今も重要であり（特にボーカロイドや歌手などの同人即売会）、こうした事情から、CD を積極的に作成・販売するアーティストも存在する¹³。しかしながら、ユーザー側は、CD を再生する機器を持っていない者が圧倒的に多いため、こうした形式での CD 販売が音楽の作品展開に繋がるかは疑問である。また、ほとんどの視聴者が CD を聴かないため、ユーザーアップロード型サービスとサブスクリプション型サービスを問わず、デジタル配信が音楽作品の展開・販売の大半を占めていることは間違いないとの指摘がなされた。そのため、クリエイターへの対価還元が適切でないと判断される場合、デジタルプラットフォーム事業者の排他性・市場支配性により、高い交渉力を有することについても、一つの要因と考える。

なお、ユーザーアップロード型サービスとサブスクリプション型サービス、それぞれにおける楽曲の提供目的の相違などといった観点からは、大まかな使い分けとして、ユーザーアップロード型サービスはプロモーション用、サブスクリプション型サービスは音楽の視聴用とはなる。しかし、全てのユーザーにアプローチするためには、現実問題、その使い分け

¹³ 具体的には、同人歌手の曲の場合、サブスクリプション型サービスなどのインターネット上では膨大な数の楽曲が無数に存在し、コアファンではないユーザーに聴いてもらうのは困難であることから、自身の楽曲を知ってもらい、かつ、即座に収入を得るために同人歌手が（物理的な CD を）手売り販売することが重要となっているとのことであった。

は曖昧であるとの意見があった¹⁴。

また、音楽関係の事業者やアーティストからの話として、音楽活動に係る収入全体に占めるユーザーアップロード型サービスからの収入割合は少ない一方、直接的に音楽を利用することとなるサブスクリプション型サービス等からの収入のほうが圧倒的に大きいといった関係にあること、ユーザーアップロード型サービスは、音楽を聴く利用者に圧倒的に人気であり、アーティストにとって避けては通れないプラットフォームであることから、プロモーション的な位置づけになっているとの意見もあった。

(2) クリエイター（作詞家・作曲家）の収入構造と動向

作詞家・作曲家は、クライアントから仕事を依頼された時点では収入が得られないことが多く、作詞・作曲した楽曲が実際に売れてから、印税収入を得る構造であるとの指摘があった¹⁵。また、過去においては CD の売上が収入源としての割合を多く占め、海外では CD が 1,000 円～2,000 円で販売されていた中、日本では CD が 1 枚約 3,000 円で販売されていた時代があった。ところが、その時代と比べ現在では、作詞家・作曲家はヒット曲を生み出しても、大きな収益を得られない状況にあるとのことだった。これらのことから、作詞・作曲時点では対価が得られない以上、制作した楽曲をいかに流通させ、数多くのユーザーに聴いてもらうかが、作詞家・作曲家にとっては肝要であることが窺える。

なお、クリエイター間では、著作権・著作隣接権に係る対価が不公平ではないかとの話が出ているものの、クリエイターが印税生活をしているのではないかとの世間の見方や、クリエイター自身も金銭に係る話を避ける傾向がある。また、クリエイターが著作権に関する知識を得る機会もなく、対価を上げていく必要性や妥当性を社会に PR する動きには、なかなか繋がらないとのことであった。

こうした指摘や意見のほかに、デジタルプラットフォーム事業者と包括的利用許諾契約を締結するのは、基本的に音楽著作権分野だけであり、音楽以外の分野では、コンテンツを自ら保有し、直接デジタルプラットフォーム事業者と契約するのが一般的であるなど、様相が異なるのではないかとの指摘もあった。

¹⁴ 具体的には、ユーザーアップロード型サービスにおいて、プロモーションビデオ、ミュージックビデオや歌詞ビデオなどの映像を公開しなければ社会への告知には繋がらない一方、特に若年層ではサブスクリプション型サービスを契約せず、ユーザーアップロード型サービスで自身のプレイリストを作成、ミュージックプレイヤーとして音楽を聴く傾向もみられること、また、ユーザーアップロード型サービスにて提供される楽曲の中には、オフィシャルのフルサイズの楽曲が多数アップロードされていることから、厳密な使い分けは困難とのことである。

¹⁵ 過去には、音楽出版社が作詞家・作曲家に前払い金（作詞・作曲を依頼した時点での報酬）を支払い、楽曲が売れた場合に追加報酬を支払うこともあったが、現在ではこうしたスキームは極めて限られているとのこと。

第3. 国内外における関連法令等の対応調査

1. DSM 著作権指令

(1) 本指令導入の背景及び目的

欧州ではデジタル上の著作権物の適切な使用促進を掲げ、「デジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令」(Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives) (以下「DSM著作権指令」と言う。)が2016年9月に欧州委員会から提案され、2019年3月26日に欧州議会で可決した。

2019年6月7日より同指令が発効、これを受けEU加盟国は、2年後の2021年6月7日に国内法の整備を迫られている(第29条1項)。なお、この間にイギリスはEUを離脱したため、同指令の履行義務を負わない。

DSM著作権指令は、デジタルプラットフォーム規制としての性質が強いことも指摘されており、例えば第17条は、デジタルプラットフォーム事業者に、違法コンテンツのフィルタリングに係る主体的な責任を課すことを規定している。そのため、同指令はEU発ではあるが、既存の著作権・著作隣接権に関わる考え方を大きく拡張し、デジタルプラットフォーム上の著作権・著作隣接権に係る、新しい規律のグローバルスタンダードとなり得る可能性も指摘されている。また、日本の著作権制度設計に関する今後の議論に対しても、大きな影響を及ぼすものと考えられる¹⁶。

導入の背景には、文章、音楽、動画等の著作物の提供・創作・使用が行われる場となるデジタルプラットフォーム事業者の台頭が挙げられる。特に、ユーザーが作成したコンテンツ(UGC: User-Generated Contents)を公衆に提供するサービスを行うデジタルプラットフォーム事業者に対する対応方針が国際的に議論されている。

DSM著作権指令の内容は多岐にわたるため、本調査では、「音楽分野」への影響が強いとされる条項に着目し、同指令の内容を整理する。具体的には、音楽分野における適切な対価還元の関係で注目されている「第17条: フィルタリング」、「第12条: 拡大集中許諾」、「第18-22条: 適切な対価還元」について、それぞれの条項および各条項の関係性を明らかにする。ただし、プレス出版物のオンライン利用に特化した条項である「第15条: プレス隣接権」は、出版等の分野に関わる条項であるが、国際的な注目を集めている部分もあるため、本条項についても一部補足する。

(2) 主な DSM 著作権指令条項の概要

ア. 第17条: フィルタリング

¹⁶ 生貝 直人・曾我部真裕・中川隆太郎 (2019年) 「[鼎談] EU新著作権指令の意義」ジュリスト 1533号 (ii)

情報通信技術の発展により、デジタル上における情報流通が拡大し、動画投稿サイト等、UGC を公衆に提供するサービスを行う、デジタルプラットフォーム事業者が台頭している。このような背景を受け、ユーザーアップロード型サービス上での著作権侵害や、適切な対価還元に係る問題がますます深刻になっていると、欧米を中心に指摘されてきた。一方、ユーザーアップロード型サービス事業者は、電子商取引指令（Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market, Directive on electronic commerce）の第 14 条第 1 項に規定されているプロバイダの免責（セーフハーバー条項¹⁷）の適用を受けるため、著作権侵害対応として、「ノーティス・アンド・テイクダウン」を実施すれば、免責されるというルール設計になっていた。

そのようなセーフハーバー条項に係る問題を受け、ユーザーアップロード型サービスを提供するデジタルプラットフォーム事業者を含む「オンライン・コンテンツ共有サービス提供者（OCSSP : Online Content-Sharing Service Provider）」に対し、著作権侵害対策および適切な対価還元に関して、どのような役割や責任を課すべきかが国際的に議論されている。

第 17 条：フィルタリングとは、ユーザーアップロード型サービスにおいて、ユーザーが著作権を侵害するコンテンツをアップロードし、OCSSP 側がそのコンテンツを利用可能とする際に、その行為自体を著作権の侵害に当たるとするルール¹⁸を、各加盟国法で定めることを規定する条項である。ただし、本規定には例外または制限がある。具体的には、同条 7 項にて「(a) 引用、批評、レビュー及び (b) 風刺、パロディ、または模作の目的における使用」が掲げられており、適法な引用、およびパロディに当たる表現行為を保護している。

OCSSP 側が免責を受けるためには、努力義務に留まらない措置を講じる必要があり、特に YouTube をはじめとする大規模サービスにおいては、いわゆる「アップロードフィルター¹⁹」を設ける必要があるとされている。

次に第 17 条の対象となるサービスである OCSSP、および免責事項を概説する。

①オンライン・コンテンツ共有サービス提供者（OCSSP）の定義

¹⁷ セーフハーバー条項に該当する法制度：

- ・ EU：電子商取引指令（Directive on electronic commerce）第 14 条 1 項を含む第 12 条-14 条を参照。
- ・ 米国：デジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act、DMCA）第 512 条。
- ・ 日本：プロバイダ責任制限法第 3 条第 1 項。

¹⁸ 日本においても、従前から「カラオケ法理」と呼ばれる、著作権の侵害主体を規範的に判断する判例法理が存在する。クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決を参照。

¹⁹ 「アップロードフィルター」：17 条 4 項 (b) 権利者が提供した関連・必要情報により特定される権利対象物につき、これを利用できないように、専門家としての注意義務に係る業界の高度な基準（high industry standards of professional diligence）にしたがって最善の努力（best efforts）を払ったこと。
※当初案とは異なり、2019 年 5 月 17 日に欧州連合官報に掲載された条項では、「効果的なコンテンツ検知技術」といった文言は削除されており、アップロードフィルターそれ自体の義務化は為されていないことに留意が必要。

OCSSP とは、“プロバイダが営利目的で企画し展開する、利用者によってアップロードされた著作権により保護される著作物、または他の保護対象物を大量にストックし、かつ、それらへのアクセスを公衆に提供することをその主な目的、または主な目的の1つとする、情報社会サービスのプロバイダである”と規定されている（第2条6項）。例えば、デジタルプラットフォーム事業者の内、YouTube、ニコニコ動画、SoundCloud、TiTok、Facebook、Twitter 等のサービスを提唱する事業者が該当するとされる。ただし、左記の対象外となるサービス事業者も規定されており、具体的には、非営利目的のオンライン百科事典、非営利目的の教育および学術リポジトリ、オープンソースソフトウェア開発および共有プラットフォーム、電気通信サービスプロバイダ、オンラインマーケットプレイス、企業間のクラウドサービスおよび利用者が自己使用目的でコンテンツをアップロードすることができるクラウドサービスや自己使用目的のサイバーロッカー等のサービスプロバイダは OCSSP に該当しない（第2条6項）。例えば、Wikipedia、Amazon Market Place、Dropbox 等は OCSSP に該当しないとされる。

②免責事項

第17条1項は、OCSSP が、ユーザーによってアップされた著作物等を公衆にアクセス可能にしている場合、各 EU 加盟国が OCSSP を公衆への伝達の主体と位置づけることを義務づけている。第17条4項は、何らの許諾も得られない場合、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダは、次の（a-c）を示さない限り、著作権で保護される著作物および他の保護対象物を、公衆が利用可能とする行為を含む、許諾のない公衆への伝達行為につき、責任を負わなければならない」と規定しており、同項（a-c）に定められた一定の要件を満たさない限り、OCSSP が侵害著作物等について責任を負うこととなる。つまり、第17条4項は、OCSSP の免責に必要な3つの対応を規定していると言える。

(a) ライセンス契約

権限を受けるための最善の努力を尽くしたこと。

(b) アップロードフィルター

権利者が提供した、関連・必要情報により特定される権利対象物につき、これを利用できないように、専門家としての注意義務に関し、業界の高度な基準にしたがって、最大限の努力を払ったこと。

(c) ノーティス・アンド・ステイダウン²⁰

権利者から、十分な内容を持つ通知を受け次第、通知された権利対象物につき、アクセスできないようにする、又はウェブサイトから削除するべく、迅速な行動をとったこと、か

²⁰ ノーティス・アンド・ステイダウン：ノーティス・アンド・テイクダウンに加え、通知を受けた当該コンテンツについて将来的な再アップロードを防ぐための努力義務を果たすこと。

つ、(b)に従い、それらが将来アップロードされることを防ぐための最大限の努力を払ったこと。

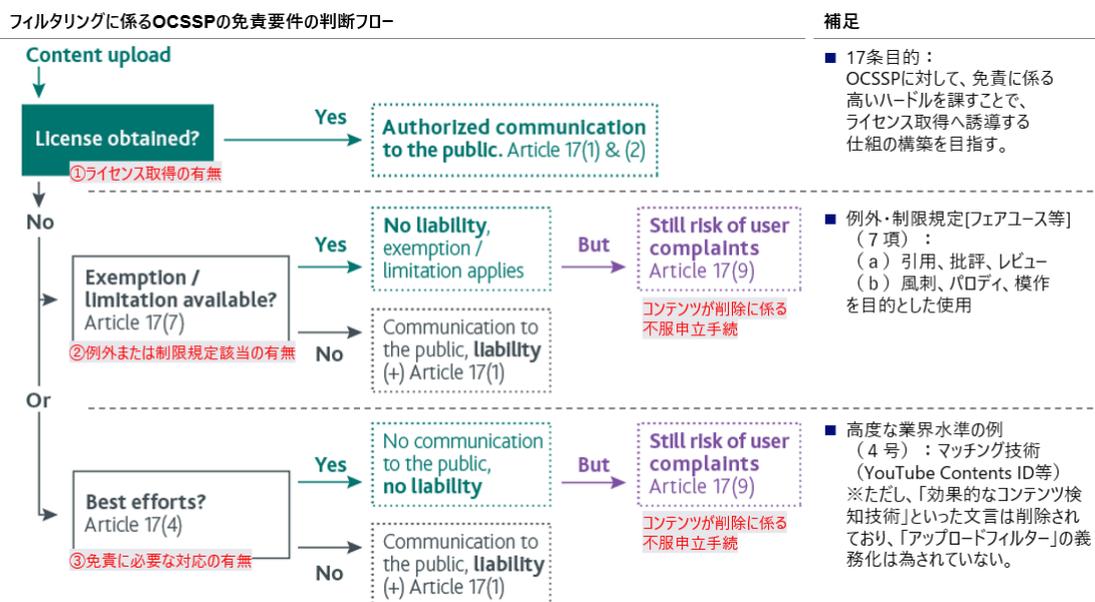
前述の3つの原則は、すべての OCSSP に対して、一律に3つの要件が適用されるわけではなく、「比例的な原則 (Proportionality)」に基づいた運用がなされている。第17条4項は、OCSSP の「EUでのサービス提供期間」、「年間売上高」、「直近1年の平均月間ユニークビジター」に基づいて、免責要件の適応に係る条件が考慮されている(図表 11)。

図表 11 フィルタリングに係る OCSSP の免責要件の概要

		免責要件 (免責に必要な対応事項)			
		a ライセンス取得への努力義務	c ノーティス・アンド・テイクダウン	c ノーティス・アンド・ステイダウン	b アップロードフィルター
OCSSPの分類	小規模 EUでのサービス提供期間： 3年未満 年間売上高： 1,000万ユーロ未満 直近1年の平均 月間ユニークビジター： 500万人未満	✓	✓	-	-
	中規模 EUでのサービス提供期間： 3年未満 年間売上高： 1,000万ユーロ未満 直近1年の平均 月間ユニークビジター： 500万人以上	✓	✓	✓	-
	大規模 EUでのサービス提供期間： 3年以上 年間売上高： (EUでのサービス提供期間 が3年未満かつ) 1,000万ユーロ以上	✓	✓	✓	✓

また、OCSSP 上のコンテンツアップロードに係る免責要件のフローを示している(図表 11)。コンテンツ(著作物)に関して、①ライセンス取得の有無、②例外または制限規定の該当有無、③免責に必要な対応の有無の順に審査される(図表 12)。

図表 12 フィルタリングに係る OCSSP の免責要件の判断フロー



出所) (Dr. Nils Rauer, MJI) A country by country analysis of EU copyright reform implementation

<https://www.pinsentmasons.com/out-law/analysis/country-by-country-copyright-directive>

第17条：フィルタリングの法益は、ユーザーアップロード型サービス事業者等のOCSSPに対して著作権侵害対策に係る義務を課すことで、デジタルプラットフォーム事業者を含むOCSSPと権利者のライセンス契約締結を促進することであると有識者は指摘する。

一方、第17条の立法過程で、フィルタリングに対するユーザー側の救済手続きが加えられている点も重要であると有識者は指摘する。具体的には、同条9項がコンテンツ削除に係る不服申請手続きを規定している。そのため、第17条は、アルゴリズム又はコンテンツマッチング技術に基づく権利侵害対策と、ユーザー側の救済を上手く両立していると評価されている。しかしながら、アップロードフィルターとノーティス・アンド・ステイダウンを自動的に行う場合、過剰削除が起りやすいため、それをどのように救済するか等については、引き続き検討が必要になると有識者は指摘する。

イ. 第12条：拡大集中許諾 (ECL : Extended Collective Licensing)

第12条は、集中許諾制度を構成員以外にも拡大する、拡大集中許諾制度 (ECL) を導入し、権利者から管理を委託されていない著作物についても、権利者に代わって管理可能な体制を整備する規定である。また、集中管理を望まない著作権者に対してはオプトアウト制度を整備している。

現状、著作権等管理事業者が全クリエイターの著作物を管理しているわけではなく、一定

の非委託者（アマチュアや孤児著作物等のアウトサイダー）が存在している。そのため、非委託者に対する対応方法が課題として議論されており、1つの対応策として、拡大集中許諾制度に関して議論されている。拡大集中許諾の法益は、ライセンス契約の対象範囲を拡大し、非委託者（直接的に許諾を受けられない権利者）に対応することであると有識者は指摘する。

ウ. 第18-22条：適切な対価還元

第18-22条：適切な対価還元は、著作者・実演家が排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、適正な報酬を受け取る権利を有し、不当に低い報酬を引き上げる要求や契約取り消しを行うことができると規定され、著作者・実演家への適切な対価還元・権利保護が図られている。

「第18条：適正かつ比例的な報酬の原則」は、対価還元に係る抽象的な理念を提示しており、本原則を具体的に運用する為に、第19-22条の義務が規定され、一体的に対応することが求められている（図表13）。

図表13 第18-22条：適切な対価還元 概要

第18条-22条： 適切な対価還元	<ul style="list-style-type: none"> 著作者・実演家が排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、適正な報酬を受け取る権利を有し、不当に低い報酬を引き上げる要求や契約取り消しを行うことができると規定され、著作者・実演家への適切な対価還元・権利保護が図る。
18条：適正かつ 比例的な報酬の原則	<ul style="list-style-type: none"> 著作者および実演家が適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることの保証
19条： 透明性義務	<ul style="list-style-type: none"> 利用方法・報酬に関連する完全な情報取得の保証
20条： 契約調整手続き	<ul style="list-style-type: none"> 保障適正かつ公正な報酬を請求する権利の保証
21条： ADR手続き	<ul style="list-style-type: none"> 契約調整手続きに関する紛争を任意のADR(裁判外紛争解決手続)に付すことに係る保証
22条： 取消権	<ul style="list-style-type: none"> 取消権：ライセンス・権利の譲渡の全部又は一部を取り消しに対する保証

第18-22条：適切な対価還元の法益は、著作者・実演家への適切な対価還元・権利保護を図ることであると有識者は指摘する。

エ. 各条項の位置づけ・関係性

DSM 著作権指令内、著作物の対価還元に係る条項「第12条：拡大集中許諾」、「第17条：フィルタリング」、「第18～22条：適切な対価還元」は、互いに独立しつつも一連の関係性があると有識者は指摘。具体的には、適切な対価還元の為には、以下の3つが必要となり、

それぞれに対応する形で、独立した条項が導入されていると理解することができる（図表14）。

- ① ライセンス対象者の範囲を拡大し、非委託者に対応すること：
「第12条：拡大集中許諾」
- ② デジタルプラットフォーム事業者と権利者のライセンス契約締結を促進すること：
「第17条：フィルタリング」
- ③ 契約内容を適切かつ比例的にすること：
「第18-22条：適切な対価還元」

図表 14 各条項の関係性

位置づけ（法益）		概要
ライセンス対象者の範囲を拡大し、非委託者に対応する	第12条：拡大集中許諾制度（ECL）	集中許諾制度を構成員以外にも拡大する拡大集中許諾制度（Extended Collective Licensing）を導入し、権利者から管理を委託されていない楽曲についても権利者に代わって管理可能な体制を整備する。
デジタルプラットフォームと権利者のライセンス契約締結を促進する	第17条：フィルタリング	ユーザーアップロード型サービスにおいて、ユーザーが著作権を侵害するコンテンツをアップロードし、事業者であるオンライン・コンテンツ共有サービス提供者（OCSSP：Online Content-Sharing Service Provider）がそのコンテンツを利用可能とする際に、その行為自体が著作権の侵害に当たるとするルールを各加盟国法で定めることを規定する。
適切な対価還元・権利保護を図ること	第18条-22条：適切な対価還元	著作者・実演家が排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、適正な報酬を受け取る権利を有し、不当に低い報酬を引き上げる要求や契約取り消しを行うことができると規定され、著作者・実演家への適切な対価還元・権利保護を図る。
	18条：適正かつ比例的な報酬の原則	著作者および実演家が適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることの保証
	19条：透明性義務	利用方法・報酬に関連する完全な情報取得の保証
	20条：契約調整手続き	保障適正かつ公正な報酬を請求する権利の保証
	21条：ADR手続き	契約調整手続きに関する紛争を任意のADR(裁判外紛争解決手続)に付すことに係る保証
	22条：取消権	ライセンス・権利の譲渡の全部又は一部を取り消しに対する保証

オ. 第15条：プレス隣接権

第15条では、オンライン利用に関する著作隣接権が報道機関に付与され（「プレス隣接権」と言う。）、プラットフォーム側が報道機関に使用料を支払わなければならないことを規定している。言い換えると、同条は、新聞社および報道機関にオンライン利用について、「複製権」および公衆に利用可能化する権利である「公衆利用可能化権」を付与する条項である。適正かつ比例的な報酬を新聞社又は報道機関に付与することは重要である一方、新聞社又は報道機関のサイト等へのアクセス流入の多くは、デジタルプラットフォーム事業者が運営するサービス（Google News・Facebook News等）からもたらされている。そのため、新聞社又は報道機関に対してプレス隣接権が付与されることで、Google、Facebook等のデジタルプラットフォーム事業者と、具体的にどのような交渉が進められていくのかが重要

であるとされる。²¹

EU加盟国のいくつかの国では、同様の権利を既に国内法で規定しており、法指令の第15条は、2013年にドイツが設けた権利を下敷きにはしていると考えられている。権利の実運用としては、新聞社又は報道機関が、1) ライセンス許諾を行うのか、2) 許諾を行う場合、対価還元率は適切か、という観点が重要ではあるものの²²、ドイツでは、Google Newsからのアクセスの影響力を背景に、多くの新聞又は出版社が無料でライセンス許諾をする事態となっていた。2014年、スペインでも同様の権利が導入され、無料でのライセンス許諾をあらかじめ禁止するという措置が取られた。その結果、Google Newsは同国の市場から撤退し、総アクセス数が10%減少したとの報告もなされている。

欧州以外の動向では、2019年7月、ACCC(豪州競争・消費者委員会)がDigital platforms inquiry 最終報告書²³を公表した。同報告書の5章 Digital platforms and media - commercial relationships and monetization にて、デジタルプラットフォーム事業者と新聞又は出版社の交渉力格差により生じる問題とその解決策を提示している。また、豪州政府はFacebookとGoogleの2社に対し、記事使用への対価について、新聞又は出版社と交渉するよう求めたが、交渉が妥結しないため、2020年4月、ACCCに対し、強制力のある行動規範を作成するよう指示している。

このような背景を受け、2021年時点でGoogleは、対価還元に係る5カ年ライセンス契約をAFPと締結²⁴しており、プレス隣接権に係る対価還元状況は改善傾向にあると考えられるが、今後の交渉についても注視する必要がある。

2. DSM 著作権指令に基づいて制定された EU 加盟国の国内法

(1) EU 加盟国の国内法化状況

ア. 国内法化状況

EU加盟国はDSM著作権指令発効の2年後、2021年6月7日までに、国内法を整備することを迫られていた。しかしながら、2021年11月8日時点では、同指令の国内法化に対応したEU加盟国は、ドイツ、オランダ、ハンガリー、マルタ、イタリア、スペインであるとされる。一方、国内法化に部分的に対応したEU加盟国は、フランス(対応済み：第15条、第17条、第18-22条、未対応：第12条)、デンマーク(対応済み：第15条、第17条、未

²¹ 生貝 直人・曾我部真裕・中川隆太郎 (2019年)「[鼎談] EU新著作権指令の意義」ジュリスト1533号(P54)

²² 生貝 直人・曾我部真裕・中川隆太郎 (2019年)「[鼎談] EU新著作権指令の意義」ジュリスト1533号(P54)

²³ ACCC (June 2019) Digital Platform Inquiry Final Report
<https://www.accc.gov.au/system/files/Digital%20platforms%20inquiry%20-%20final%20report.pdf>

²⁴ The Reuters 「Google strikes five-year deal to pay AFP for reusing journalistic content」
<https://www.euractiv.com/section/digital/news/google-and-afp-reach-deal-on-remuneration-of-journalistic-content/>

対応：その他）等であるとされる。EU 加盟国の国内法令等と DSM 著作権指令の関係は、次の通りである（図表 15）。また、国内法化に係る対応方法は2つのパターンが存在する。

図表 15 DSM 著作権指令 EU 加盟国 国内法化状況

DSM 著作権指令 関連条項	ドイツ	オランダ	ハンガリー	マルタ	イタリア	スペイン
第12条 拡大集中 許諾制度 (ECL)	○： 集中管理団体による著作権及び関連権の管理に関する法律 (VGG51条)	○： 著作隣接権法 (Neighbouring Rights Act) (19c条)	○： 著作権法 (50/A条)	○： 統合法 (Consolidated laws) チャプター-S.L.415.08	○： 大統領令 (D.Lgs 08/11/2021, n.177)	○： 王室令 (Royal Decree-Law 24/2021, of 2 November)
第17条 フィルタリング	○： 著作権サーブプロバイダ法 (UrhDaG)	○： オランダ著作権法 (29c条)	○： 著作権法 (57/A-57/H条)	○： 統合法 (Consolidated laws) チャプター-S.L.415.08	○： 大統領令 (D.Lgs 08/11/2021, n.177)	○： 王室令 (Royal Decree-Law 24/2021, of 2 November)
第18-22条 適切な 対価還元	○： 第18条： ドイツ著作権法 (UrhG) (Sec.32) 第19条： ドイツ著作権法 (UrhG) (Sec.32d, 32e)	○： 第18条：オランダ著作権法(25d条) 第19条：オランダ著作権法(25ca条)	○： 第18条：著作権法 (55,74(1)条) *パストセラ-権は、既にハンガリー著作権法に含まれている。 第19条：著作権法 (50/A条)	○： 統合法 (Consolidated laws) チャプター-S.L.415.08	○： 大統領令 (D.Lgs 08/11/2021, n.177)	○： 王室令 (Royal Decree-Law 24/2021, of 2 November)
第15条 プレス隣接権	○： ドイツ著作権法 (UrhG)	○： 著作隣接権法 (Neighbouring Rights Act) (7b条)	○： 著作権法 (82/A-82/B条、82C条、84(1)g条、111/J条)	○： 統合法 (Consolidated laws) チャプター-S.L.415.08	○： 大統領令 (D.Lgs 08/11/2021, n.177)	○： 王室令 (Royal Decree-Law 24/2021, of 2 November)

DSM 著作権指令 関連条項	フランス	デンマーク
第12条 拡大集中 許諾制度 (ESL)	×： 私人間の契約に基づく (私人間にて合意に至らなかった場合、政府は2022年5月時点で必要な規制を採択を行う。)	×： 2021年秋導入予定
第17条 フィルタリング 条項	○： オールドナンス 2021-580	○： 著作権法 (L205)
第18-22条 適切な 対価還元	○： オールドナンス 2021-580	×： 2021年秋導入予定
第15条 プレス隣接権	○： 知的所有権 (Law n°2019-775)	○： 著作権法 (L205)

出所) Copyright in the Digital Single Market Directive- Implementation
<https://www.create.ac.uk/cdsm-implementation-resource-page/>

① 指令に対して一括で対応（1つの法律）：

オランダは、DSM 著作権指令の国内法化に一つの法律で対応している。具体的

には、著作権等に係る改正法を導入することで、著作権法、著作隣接権法、集中管理団体法等の一括での修正を実施した。また、オランダは、最も早く国内法化対応をした EU 加盟国であり、その理由は、第 17 条の適用範囲に関しては、法務省が後から、ある程度規定できる余地を確保したことが挙げられる。

② 指令の各条項に対して個別に対応（別々の法律）：

ドイツは、DSM 著作権指令の各条項に対して、別々の国内法を導入することで対応した。例えば、第 17 条：フィルタリングに対して、「オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダの著作権法上の責任に関する法律 (UrhDaG)」が導入されており、第 12 条：拡大集中許諾に対して、「集中管理団体法 (VGG) 改正」が為された。

また、EU 加盟国の国内法化対応が遅れている理由は 3 つあると有識者は指摘する。

① EU 加盟国の既存法制度のばらつき及び既存の国内法理法との関係

EU 加盟国毎に、著作権に係る法制度整備状況に差があったことも、遅延の理由である。例えば、著作権の集中管理に関して、ドイツ及びフランス等は、集中管理が既に実施されており、同指令への対応が比較的容易であった一方で、東欧諸国等は、集中管理が定着していない状況であった。一方、第 19 条：透明性の義務に関しては、同指令が、クロアチア等の国内法を参照にして条文を規定している為、当該国の既存法で既に対応済みの場合も存在する²⁵。このように既存の国内法の対応状況に EU 加盟国間での差分があったことが、EU 加盟国間の対応の足並みが揃わなかった理由の 1 つとされる。

さらに、1 つの EU 加盟国の内でも、著作物の分野毎に対応状況に差があり、各国の著作物に係る規律の整合性の担保が難航していることも理由であるとされる（例えば、音楽や写真等の分野に係る集中管理は既存法で整備が為されているが、音楽の著作権、とりわけ著作隣接権に係る集中管理が整備されていない状況等）。

また、DSM 著作権指令の「第 20 条：契約調整手続き」、「第 21 条：ADR 手続き」、「第 22 条：取消権」は、契約法的な側面があり、各 EU 加盟国の民法との整合性を保つ必要があるため、導入が進みにくいとされる。

② アップロードフィルターという言葉に対する懸念

第 17 条にあるアップロードフィルターという言葉が与える懸念が大きかったとされる。表現の自由の関係での批判が強く、ユーザーが委縮する可能性が指摘され

²⁵ 透明性の義務（第 19 条）に関しては、クロアチア、チェコ、スロバキア、スロベニア、ポーランド等において、出版社や映画製作者等が著作者に対して毎年情報を提供することが義務付けられている。また、デンマークやフランス、ベルギー等の多くの加盟国においても、透明性という用語は用いられていないものの、著作者に対する関連情報の報告義務が規定されている。

た。ただし、規定上は、そのような懸念に対する配慮が条文中に踏まえられており、実際には委縮効果は限定的であるとされる。

③ 新型コロナウイルス影響

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により、DSM 著作権指令に係るガイドラインの発行が遅延したことが原因の一つとして挙げられている。例えば、同指令第 17 条のガイダンス (COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Guidance on Article 17 of Directive 2019/790 on Copyright in the Digital Single Market²⁶) の公表は、国内法化期限の 3 日前である 2021 年 6 月 4 日まで大幅に遅延した。EU 加盟国は、ガイダンスに沿った国内法を導入しなければならない為、各国の対応が遅れたとされる。

イ. 各ステークホルダーの反応

① 第 17 条：フィルタリング

第 17 条：フィルタリングに対して反対しているデジタルプラットフォーム事業者は限定的であるとされる。デジタルプラットフォーム事業者は、EU 一般データ保護規則 (GDPR : General Data Protection Regulation) が成立した際の経験もあるため、今後の事業を円滑に進めていくためにも、当局に対する公式な反対意見は提出していない可能性があるとする有識者は指摘する。

一方、同条に対して、事業者以外からの批判は多い。EU 加盟国内では、ポーランドが、2019 年 5 月 24 日、表現の自由と情報提供の自由を侵害することを理由に、同指令第 17 条 4 項 (b 号・c 号) 又は第 17 条全体を無効とすることを求め、欧州司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) に提訴した。提訴に対して、法務長官は、「第 17 条は、EU 基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union) の第 11 表現の自由と情報提供の自由) に整合的であり、無効とすべきでない」と発表²⁷した。そのため、ポーランドによる第 17 条に対する批判意見の影響は限定的であるとされる一方、ポーランド内では、消費者団体が、第 17 条による過剰削除や表現の自由の侵害に対して懸念の声を挙げているため、国内法化が進んでいない。

²⁶ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Guidance on Article 17 of Directive 2019/790 on Copyright in the Digital Single Market <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1625142238402&uri=CELEX%3A52021DC0288>

²⁷ According to Advocate General Saugmandsgaard Øe, Article 17 of Directive 2019/790 on copyright and related rights in the Digital Single Market 1 is compatible with the freedom of expression and information guaranteed in Article 11 of the Charter of Fundamental Rights of the European Union <https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2021-07/cp210138en.pdf>

②第 15 条：プレス隣接権

第 15 条：プレス隣接権に対して、一部のデジタルプラットフォーム事業者が批判的²⁸であった。市民団体等も、いわゆる「リンク税」による表現の自由に対する影響について反対意見を提示している。立法経緯においては、一部を除くデジタルプラットフォーム事業者の反対はなかったとされる。

(2) DSM 著作権指令に対応したドイツ国内法の概要及び指令との整合性

ア. ドイツ国内法の概要

①オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダの著作権法上の責任に関する法律 (UrhDaG)

オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダの著作権法上の責任に関する法律 (UrhDaG) は、DSM 著作権指令の第 17 条に対応する国内法である。同法の特徴は、同指令の第 17 条と、ほぼ同様の文言を使用していることが挙げられる。同指令と合わせた文言を使用することにより、公表が遅れた第 7 条のガイダンスにも沿う内容となっている。

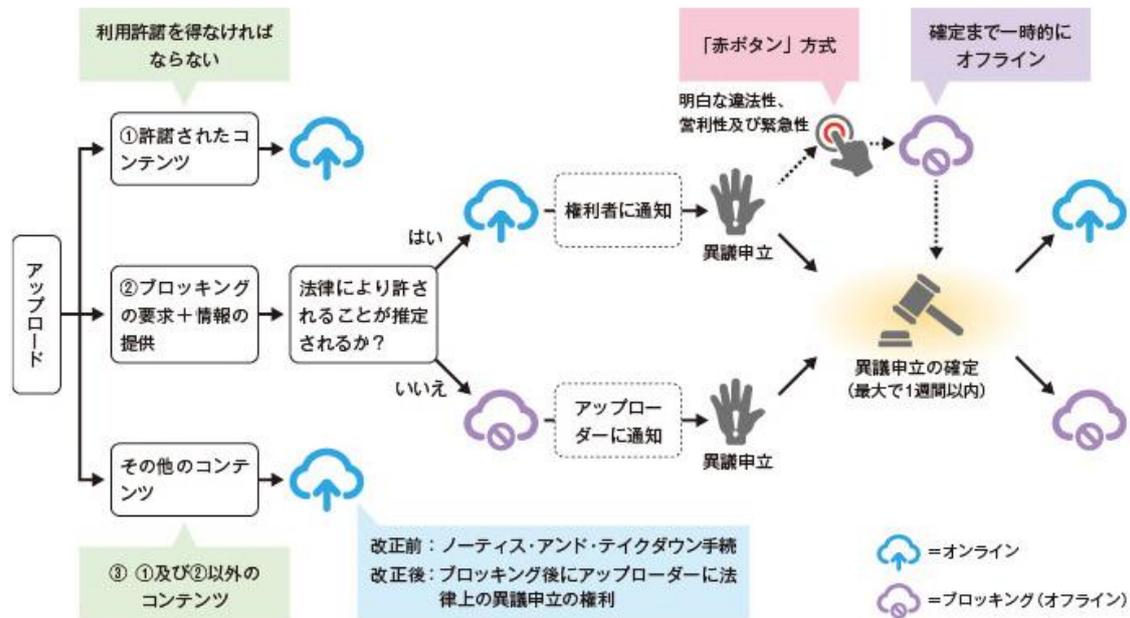
DSM 著作権指令の第 17 条のガイダンスとの相違点は、同条 4 項に規定される最善の努力義務 (best efforts) の適用範囲であると有識者は指摘する。最善の努力義務は、オンライン・コンテンツ共有サービスプロバイダー (OCSSP) に付随するものではなく、コンテンツに対して妥当な条件で、重要なレパトリーを提供する場合のみに適用対象を限定している (UrhDaG 第 9 条)。その結果、小規模の個別のレパトリーを提供している場合については不利な規定ではないかという意見もある。

さらに、ドイツ国内では、公正な報酬請求権に関連して、引用は無報酬としながら、カリカチュア、パロディ、パスティーシュは報酬の対象としていることに、既存の著作権法の法理と整合しているのか、疑問を提起する意見もあるようである。また、そもそも例外に当てはまると誰が判断し、その判断がどの程度信頼できるのかというのは依然問題である。判断の主体とその信用性については、フェアユースに関する議論でも同様に問題視されていた。今後どうなるかについては、様子を見るしか無い状況であると有識者は指摘している。また、赤ボタン方式が採用されており、権利者に対しては、人による確認を経て、明らかに違法であり、経済的損害が及ぶ場合には、異議申立手続が確定するまでの間、一時的にオフラインにすることができる仕組みも用意されている (UrhDaG14 条 4 項) (図表 16)。

²⁸ POLITICO Google refuses to pay publishers in France
<https://www.politico.eu/article/licensing-agreements-with-press-publishers-france-google/>

図表 16 コンテンツアップロードに係る対応の概要

図：制度改正の全体像（ドイツ連邦法務・消費者保護省資料を基に作成）



出所) 君塚陽介 デジタル単一市場に対応するドイツ著作権法改正について CPRA news Review vol.1

https://www.cpra.jp/cpra_news/cpranews_review_vo1.pdf

②「集中管理団体法」(VGG)改正

ドイツでは、今回のVGG改正により、DSM著作権指令第12条に沿って、新たな拡大集中許諾制度を導入した(VGG第51条以下)。新たに導入された拡大集中許諾制度では、一定の要件を満たす集中管理団体は、集中管理団体との間で当該利用について、契約上の管理関係のない非委託者(VGG第7a条)の著作物についても利用許諾を与えることができるとした(VGG51条1項)。もっとも、非委託者(アウトサイダー)は、このような拡大集中許諾に対していつでも異議を申し立てることができるとしている(VGG第51条2項)。

イ. DSM著作権指令との整合性

同規則17条ガイダンスは集中許諾(collective authorization)の可能性を示唆しているが、ドイツは、より伝統的な法定報酬請求(statutory remuneration claims)を採用している。ドイツ国内法においては、個別のライセンス交渉と自主的なECLを基本としたソリューションを犠牲にして、法定の直接報酬請求を採択したことに対してさまざまな意見があると有識者は指摘している。

3. その他関連動向規制等

(1) イギリスの規制検討状況

ア. Parliamentary Report on the Economics of Music Streaming

前述の通り、イギリスはEUを離脱したため、DSM著作権指令の履行義務を負っていない。そのため、プロバイダの法的責任に関するセーフハーバー条項は、電子商取引指令により規律されたままの状態である。また、DSM著作権指令における、著作権の第17条は実施されておらず、同等の規定を実施する計画も現在のところはない。なお、イギリスのEU離脱後の判断ではあるが、欧州司法裁判所によるYouTube訴訟判決（C-682/18 & C-683/18）における判断²⁹は、英国法の解釈においても強い説得力を持つのではないかと有識者は指摘する。

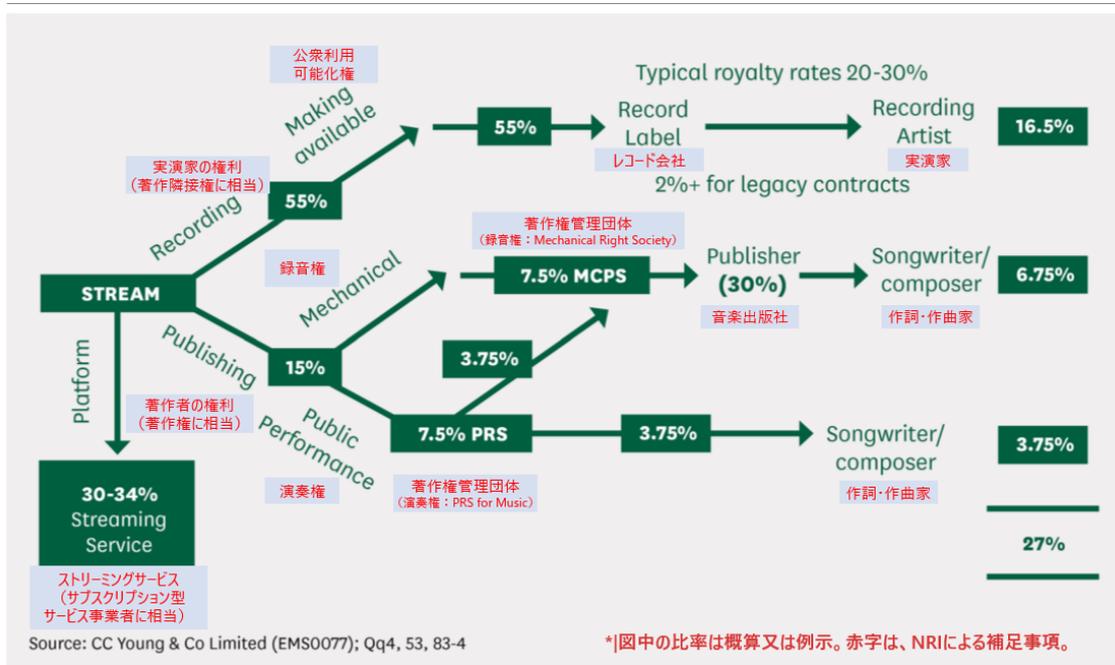
イギリスでは著作権の観点から、デジタルプラットフォーム事業者を規制する意図は、すぐにはないようであると有識者は指摘する。

しかし、庶民院（The House of Commons）の「デジタル、文化、メディア、スポーツ委員会（Department for Digital, Culture, Media and Sport, DCMS）」では、Parliamentary Report on the Economics of Music Streaming（音楽ストリーミングの経済に関する議会報告）が出されており（2021年7月15日）、音楽ストリーミング配信におけるバリューギャップの問題については検討がなされている。本報告書は、音楽ストリーミング配信がアーティストやレコード会社、そして音楽業界全体の持続可能性に、どのような経済的影響を与えているかを調査したものである。同報告書によると、音楽ストリーミング配信はレコード音楽の分野の成長に寄与しているが、実質的な収益の水準が低い。すべてのステークホルダーが寄与にふさわしい利益を得ているわけではなく、ストリーミングサービスの提供企業や大手のレコード会社に利益が偏っているという。また、実演家、作詞家、作曲家は印税率の低さから、僅かな収益しか受け取ることができておらず、Covid-19の流行がそれを助長したという。本報告書では、サブスクリプション型サービス事業者と権利者間での対価還元率の推定がなされている（図表17）。また、デジタルプラットフォームと権利者の関係だけでなく、レコード会社と実演家又は、音楽出版社と作詞・作曲家の報酬に係る問題についても指摘がなされている。

²⁹ 2018年11月6日にドイツの連邦裁判所（BGH）から欧州資本裁判所（CJEU）に対して、一定の場合にはYouTubeが公衆伝達権（公衆利用可能化権）の侵害主体となるかを紹介する先決付託がなされている。

本判決は、YouTubeのようなデジタルプラットフォーム事業者が公衆への伝達をしたと認めるためには、ユーザーの公衆伝達行為にとって、不可欠な役割を果たしたことに食わせ、仲介が意図的であることを要するとし（Para.78）、いかなる具体的事情が認められればその要件を満たすかを詳しく論じている。（例えば、侵害に関する一般的・概括的な悪意では足りないとする。）

図表 17 サブスクリプション型サービス上の権利者の対価還元構造



出所) Written evidence submitted by CC Young

<https://committees.parliament.uk/writtenevidence/15126/pdf/>

対価還元構造の他、音楽配信サービス市場での競争や市場支配力についても記載がある。英ボーンマス大学 Ruth Towse 教授³⁰によると、サブスクリプション型サービスの価格は、レコード音楽市場ではなく、競合するデジタルプラットフォームとの関係性で設定されており、サブスクリプション型サービス市場において、これまでのところ価格競争は起こっていないことが主張されている

同報告書では、アーティストの報酬やクリエイターと企業との間の交渉力の格差に対処するため、広範で包括的な法改正と規制介入を提案している。本報告書は、議会の委員会報告書であるが、必ずしも立法に結実するとはいえないものの、著作権法の改正も視野に入れた提言もあり（終了権やベストセラー条項など）、今後の議論には一定の影響を与えると有識者は指摘する。

³⁰ Written evidence submitted by Bournemouth University
<https://committees.parliament.uk/writtenevidence/14772/pdf/>

イ. Online Harm Bill

著作権以外の分野では、イギリス政府は、知的財産権侵害ではないオンライン上の被害に対する、より一般的な規制を導入するため、オンライン安全法案（Online Safety Bill）³¹の草案を作成しており、非常に議論を呼んでいる。オンライン安全法案は、児童ポルノ等の有害コンテンツに対するフィルタリング規制義務等を設けることを提案しており、著作権に対して直接的に効力が有る訳ではないが、波及効果はあるだろうと有識者は指摘する。

（2）デジタルプラットフォーム規制

（デジタルサービス法案と適切な対価還元の関係性）

デジタルプラットフォーム事業者は、ネットワーク効果、多面市場、データ活用等を活用し、音楽および動画等のコンテンツ配信サービスの他、アプリストアやソーシャルネットワークキングサービス等の様々な市場で台頭している。これに対して、各国の当局は、このようなデジタル市場特有の課題に対処する能力を確保するため、制度的能力を強化し、知識を構築することに努めている。

本論では、急進するデジタルプラットフォーム規制の動向をフォローしつつ、対価還元に大きな影響を与えうるトピックについて検討する。具体的には、一般的には著作権と直接的な関連を持たないとされるデジタルプラットフォーム規制の内、クリエイター対価還元等に（間接的にも）影響を与えうる論点を取り上げる。競争環境の整備については他調査研究に譲り、本調査では透明性に係るデジタルプラットフォーム規制について深掘りをする事とする。

DSM 著作権指令の他、デジタルサービス法案（DSA ; Digital Service Act）には、透明性に係る条項が存在している（図表 18）。同法案は、電子商取引指令（Directive on electronic commerce）の制定以降、新しいデジタルサービスが登場し、EU 加盟国の市民のコミュニケーション、コンテンツ消費、購買行動に革新的な変化をもたらした一方で、社会およびユーザーに対して新しいリスクや課題の原因となっていることを背景に起案された。DSA は、電子商取引指令を引き継ぎつつも、EU 域内市場での革新的なデジタルサービスを提供するための最良の条件を確保し、オンラインの安全性と基本権の保護に貢献すること、媒介サービスプロバイダを効果的に監督すること、強力で持続的なガバナンス構造を設定することを目的としている。そのため、媒介サービスプロバイダ、特にソーシャルメディアやマーケットプレイス等のオンラインプラットフォームに対する明確な責任と説明義務を定義し、違法コンテンツのノーティス&アクション手続きを定めている。このように、DSA は、デジタルプラットフォーム事業者を含む、プロバイダに対する役割および責任の強化という点において、DSM 著作権指令の第 17 条と類似する。

³¹ Regulation Draft Online Safety Bill
<https://www.gov.uk/government/publications/draft-online-safety-bill>

しかしながら、DSA 及び DSM 著作権指令は、このような問題に係る透明性を十分に確保できないことが有識者から指摘されている。つまり、DSA の第 13 条、第 23 条、第 33 条に透明性の報告に係る規定が存在し、デジタルプラットフォーム事業者に対して一定の透明性を課していると言えるが、透明性を課す対象が著作物 そのもの又は、著作物の利用状況に関する情報ではないため、対価還元に係る影響は限定的であると有識者は指摘する。

また、DSM 著作権指令の第 19 条 3 号は、透明性の義務を規定しているものの、義務が、第 1 項に規定された義務から生じる管理上の負担が、著作物または実演の利用により生じる収入との関係で不均衡になると十分に正当化される場合、合理的に期待できる情報の種類および水準に限定されると規定することができるとの制限・例外があり、対価還元に係る透明性を確保することは難しいと有識者は指摘する。

図表 18 DSA : Digital Service Act 概要

● それぞれの対象ごとに規定されている義務は以下のとおり。

		仲介サービス	ホスティングサービス	オンライン・プラットフォーム	超大規模プラットフォーム
命令を受けて国の機関と連携	第8条・第9条	●	●	●	●
連絡先、必要な場合には法定代理人	第10条・第11条	●	●	●	●
基本権を考慮した利用規約の要件	第12条	●	●	●	●
透明性の報告	第13条	●	●	● (第23条も追加)	● (第23条及び第33条も追加)
利用者への通知・行動と情報提供義務	第14条・第15条		●	●	●
苦情・救済の仕組みと裁判外紛争解決	第17条・第18条			●	●
信頼された旗手	第19条			●	●
不正な通知・反論に対する対策	第20条			●	●
犯罪行為の通報	第21条			●	●
サードパーティサプライヤーの信用証明書の審査(KYBC)	第22条			●	●
オンライン広告のユーザ視点の透明性	第24条			●	●
リスク管理義務とコンプライアンス・オフィサー	第26条・第27条・第32条				●
外部リスク監査と公的説明責任	第28条				●
レコメンドシステムの透明性と情報へのアクセスのためのユーザの選択	第29条・第30条				●
当局・研究者とのデータ共有	第31条				●
行動規範	第35条・第36条				●
危機対応への協力	第37条				●

出所) (総務省) 利用者情報の適切な取扱いの確保 海外における状況

https://www.soumu.go.jp/main_content/000738908.pdf

参考資料

EU 加盟国 国内法

DSM 著作権指令に対応する EU 加盟国の条文等は以下の通りである。

○ドイツ

12 条：拡大集中許諾制度(ECL)

ドイツ集中管理団体による著作権及び関連権の管理に関する法律
(VGG : Verwertungsgesellschaftsgesetz) により対応している。

以下は、ドイツ集中管理団体による著作権及び関連権の管理に関する法律のドイツ語原文である。英語訳の公表は現時点でされていない。原文内 51 条で 12 条拡大集中許諾制度(ECL)に対応している。

<http://www.gesetze-im-internet.de/vgg/index.html>

第 15 条プレス隣接権

ドイツ著作権法 (UrhG) により対応している。

以下は、ドイツ著作権法のドイツ語原文である。英語訳の公表は現時点でされていない。

<http://www.gesetze-im-internet.de/urhg/index.html>

第 17 条フィルタリング

ドイツ著作権サービスプロバイダ法 (UrhDaG : Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz) により対応している。

(ドイツ著作権サービスプロバイダ法 非公式英訳版)

https://www.bmjv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/UrhDaG_ENG.pdf?__blob=publicationFile&v=3

Section 7

Qualified blocking

(1) Service providers are obliged, in accordance with section 1 (2), to ensure, as

far as possible, by blocking or removal (blocking) that a work is not communicated to the public and will in future not be available for this purpose, as soon as the rightholder so requests and provides the information required for such purpose.

(2) Measures pursuant to subsection (1) may not result in the unavailability of content uploaded by users if the use is authorised by law or does not infringe copyright. Sections 9 to 11 apply to the use of automated procedures. Sentence 2 does not apply to uses of cinematographic works or moving images until the completion of their first communication to the public, in particular during the simultaneous transmission of sporting events, insofar as the rightholder requests this from the service provider and provides the necessary information for this purpose.

(3) Service providers must immediately inform the user of the blocking of the content uploaded by the user and must advise the user of the right to lodge a complaint in accordance with section 14.

(4) Start-up service providers (section 2 (2)) are not required to comply with subsection (1) as long as the average monthly number of unique visitors to the service's websites does not exceed five million.

(5) It is rebuttably presumed that small service providers (section 2 (3)) are not obliged under subsection (1) with a view to the principle of proportionality.

Section 8

Simple blocking

(1) Service providers are obliged, in accordance with section 1 (2), to terminate the communication to the public of a work by blocking as soon as the rightholder so requests and gives a duly substantiated notice of the unauthorised communication to the public of the work.

(2) Section 7 (2) sentence 1 and (3) applies accordingly.

(3) Service providers are only obliged to block future unauthorised uses of the work in accordance with section 7 after the rightholder has provided the information required for such purpose.

第 18 条 適切な対価還元

ドイツ著作権法 (UrhG) により対応している。

以下は、ドイツ著作権法のドイツ語原文である。英語訳の公表は現時点でされていない。原文内 Sec.32 で第 18 条適切な対価還元に対応している。

<http://www.gesetze-im-internet.de/urhg/index.html>

第 19 条 適切な対価還元

ドイツ著作権法 (UrhG) により対応している。

以下は、著作権法のドイツ語原文である。英語訳の公表は現時点でされていない。原文内 Sec.32 d、32e で第 19 条適切な対価還元に対応している。

<http://www.gesetze-im-internet.de/urhg/index.html>

【オランダ】

第 17 条 フィルタリング

第 18・19 条 適切な対価還元

Dutch Copyright Act の改正により対応している。

以下は Dutch Copyright Act のオランダ語原文である。英語訳等の公表については、現状未確認である。原文内 29c 条で第 17 条フィルタリングに対応している。原文内 25cd 条、25ca 条で第 18・19 条適切な対価還元に対応している。

<https://wetten.overheid.nl/BWBR0001886/2021-06-07>

第 12 条 拡大集中許諾制度(ECL)

第 15 条 プレス隣接権

Neighbouring Rights Act の改正により対応している。

以下は Neighbouring Rights Act のオランダ語原文である。原文内 19c 条で第 12 条集中許諾制度に対応、また、原文内 7b 条で第 15 条プレス隣接権に対応している。

<https://wetten.overheid.nl/BWBR0005921/2021-06-07>

【ハンガリー】

第 12 条：拡大集中許諾制度(ECL)

第 15 条プレス隣接権

第 17 条フィルタリング

第 18・19 条 適切な対価還元

ハンガリーでは Copyright Act の改正により対応している。

以下は Copyright Act のハンガリー語原文である。原文との対応状況は以下の通りである。

原文 50/A 条 – 第 12 条拡大集中許諾制度 (ECL)、第 19 条適切な対価還元

原文 82/A-82/B 条、82C 条、84(1)条、111/J 条 – 第 15 条プレス隣接権

原文 57/A-57/H 条 – 第 17 条フィルタリング

原文 55 条、74(1)条 – 第 18 条適切な対価還元

<https://www.parlament.hu/irom41/15703/15703.pdf>

【マルタ】

12 条：拡大集中許諾制度(ECL)

第 15 条プレス隣接権

第 17 条フィルタリング

適切な対価還元

DSM 著作権指令との対応関係は精査中であるが、網羅的な対応がなされていると有識者は指摘しており、Consolidated laws の改正により対応しているとされる。

以下は Chapter S.L. 415.08 of Consolidated laws の英訳である。

<https://legislation.mt/eli/sl/415.8/eng>

【イタリア】

第 12 条：拡大集中許諾制度(ECL)

第 15 条プレス隣接権

第 17 条フィルタリング

第 18-22 条適切な対価還元

大統領令 (D.Lgs 08/11/2021, n.177) により対応しているとされる。

法令原文や、英訳は現状未確認であるが、当該情報に係るリンクは以下の通りである。

以下は、ヨーロッパの知的財産権を中心に記事を掲載するブログサイトによる、イタリアにおける DSM 著作権指令の対応状況に関する英語記事である。記事によれば、第 17 条フィルタリングは Italian Copyright Act 102-sexies 条、102-septies 条、102-decies 条で対応されている。

<https://ipkitten.blogspot.com/2021/11/italy-has-transposed-dsm-directive.html>

以下は DSM 著作権指令を反映した、Italian Copyright Act のイタリア語原文である。原文内 43-bis 条は第 15 条プレス隣接権に対応している。原文内 102-sexies 条、102-septies 条、102-decies 条は第 17 条フィルタリングに対応している。

https://drive.google.com/file/d/140F_8VOzL2njKTKZfVTBwTrM0VpPMrQR/view

【スペイン】

第 12 条：拡大集中許諾制度(ECL)

第 17 条フィルタリング

第 15 条プレス隣接権

適切な対価還元

スペインでは Royal Decree-Law 24/2021, of 2 November により対応しているとされる。

以下は参考情報である。(英語訳等の公表については、現状未確認である。)

Royal Decree Law

以下は DSM 著作権指令を受けて発令された Royal Decree Law のスペイン語原文である。

https://boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2021-17910

【フランス】

第 17 条フィルタリング

第 18-22 条 適切な対価還元

Ordonnance n° 2021-580 により対応している。

以下は参考情報である。(英語訳等の公表については、現状未確認である。)

以下は Ordonnance n° 2021-580 のフランス語原文である。DSM 著作権指令第 17-23 条が Ordonnance n° 2021-580 によって対応されている。

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043496429>

第 15 条プレス隣接権

Ordonnance n° 2019-775 により対応している。

以下は参考情報である。(英語訳等の公表については、現状未確認である。)

以下は Ordonnance n° 2019-775 のフランス語原文である。

<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038821358/>

【デンマーク】

第 15 条プレス隣接権

第 17 条フィルタリング

著作権法(L205)により対応している。

以下は参考情報である。(英語訳等の公表については、現状未確認である。)

以下は DSM 著作権指令に対応したデンマーク Copyright Act 改正部分のデンマーク語原文である。

<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2021/1121>